

一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月

三重県大台町

目 次

第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

第1節 策定の趣旨と計画の位置づけ	1
第2節 計画の対象区域と廃棄物の範囲	3
第3節 計画の背景・目的	4
第4節 計画目標年次の設定	5
第5節 関係法令	6
第6節 計画の進行管理	7

第2章 地域特性

第1節 地域概要	8
第1項 位置及び地勢	8
第2項 気象	9
第3項 人口動態（人口と世帯数）	11
第4項 水道施設の状況	12
第5項 産業動向	13
第6項 土地利用状況	14

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況及び実績	15
第1項 ごみ処理の現状	15
第2項 ごみ処理実績	19
第3項 ごみの性状	26
第4項 ごみ処理の体制	28
第5項 中間処理の現状	33
第6項 ごみ処理経費の推移	36
第2節 ごみ処理の評価	37
第3節 ごみ処理の課題の整理	38
第1項 前計画目標達成状況	38
第2項 国及び県との比較	39
第3項 ごみ処理の課題の抽出	40
第4節 ごみ処理行政の動向	42
第1項 国の方針及び県の計画など	42
第2項 国・県の動向及び達成目標	43
第5節 ごみ処理基本方針の策定	45

第1項	ごみ発生量及び処理量の見通し	45
第2項	目標の設定	55
第3項	ごみ処理基本方針	58
第4項	ごみ発生・排出抑制の施策	59
第5項	主体別の取り組み	63
第6項	収集・運搬計画	65
第7項	中間処理計画	65
第8項	最終処分計画	66
第9項	町民・事業者に対する広報・啓発活動	66
第10項	その他の施策など	67

第4章 生活排水処理基本計画

第1節	生活排水を取り巻く社会情勢	69
第1項	関係法令	69
第2項	国、県の達成目標	69
第2節	生活排水処理の状況	70
第1項	生活排水処理体系	70
第2項	生活排水の処理主体	71
第3項	生活排水処理形態別人口	71
第4項	生活排水処理率の推移	72
第5項	計画区域内の生活排水処理量	73
第6項	収集・運搬	73
第7項	中間処理	74
第3節	生活排水処理の課題の整理	75
第1項	生活排水の未処理放流	75
第2項	合併処理浄化槽の適正な維持管理	75
第3項	収集・運搬	75
第4項	中間処理	75
第4節	生活排水処理基本計画の基本フレーム	76
第1項	基本方針	76
第2項	基本目標	77
第5節	生活排水処理基本計画	78
第1項	生活排水処理対策の推進及び区域	78
第2項	収集・運搬計画	79

第3項	中間処理計画.....	80
第4項	その他の施策など.....	81

第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

第1節 策定の趣旨と計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて、大台町（以下、「本町」という。）の区域内の一般廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的な事項について定めるものです。

同法第6条第1項では「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」と定められており、一般廃棄物処理計画は、同法施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）を策定することとされています。

また、それぞれ、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されます。

本計画は、これらのうち「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理実施基本計画」で構成します。

計画の位置づけを図1-1-1に示します。

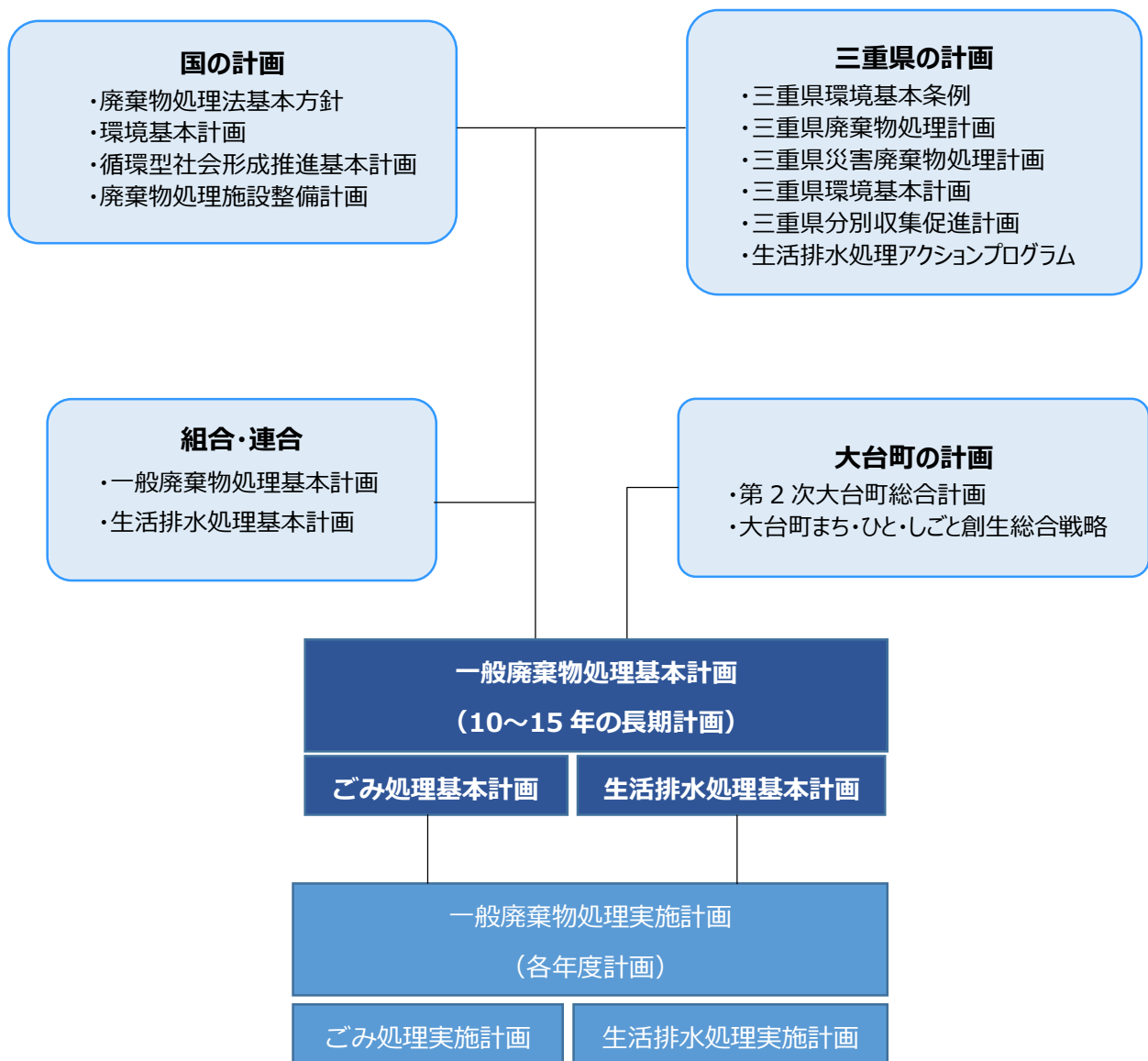


図 1 - 1 - 1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第2節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は行政区域内全域とし、廃棄物の範囲は図1-2-1に示します。

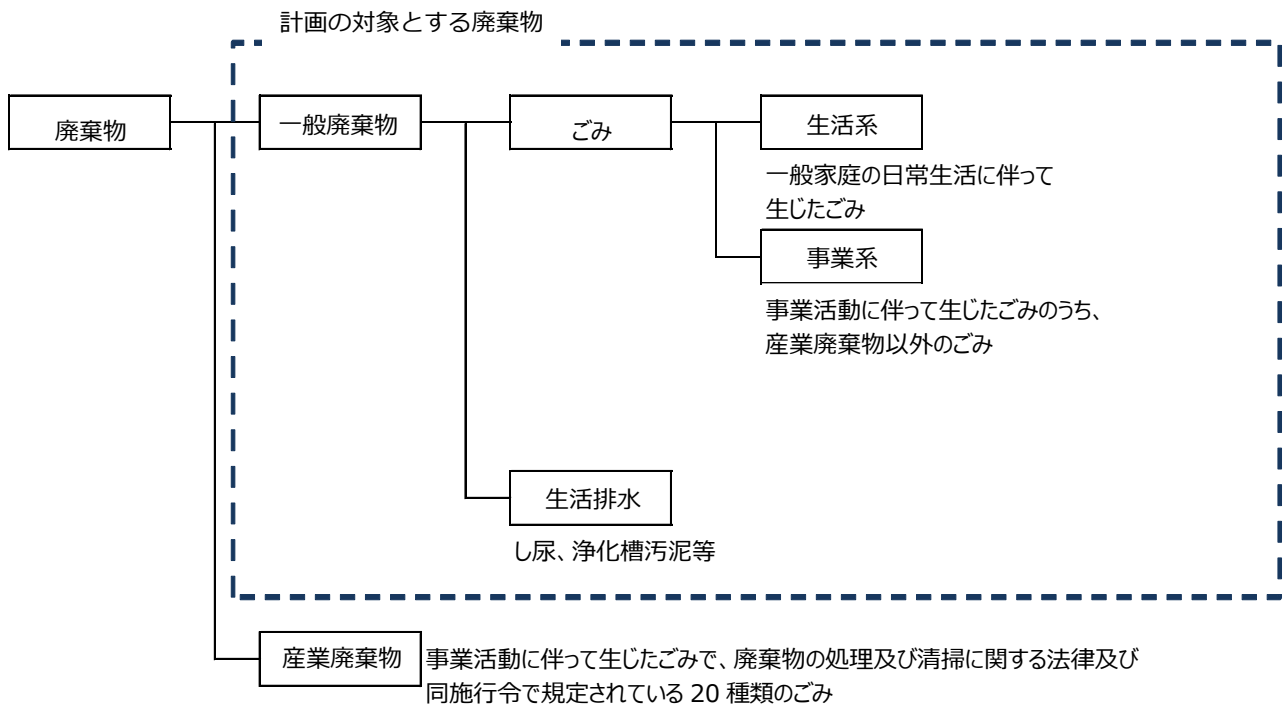


図1-2-1 計画の対象とする廃棄物

第3節 計画の背景・目的

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。循環型推進基本計画では、第三次循環型推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発の目標（SDGs）」が採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）が定められました。

三重県では、「三重県廃棄物処理計画」を2016（平成28）年4月に策定し、基本理念である「廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざします。」の実現を目指し、「ごみゼロ社会の実現」、「産業廃棄物の3Rの推進」、「廃棄物処理の安全・安心の確保」の3つの取組方向を設定し施策を推進しています。

こうした中、本町では、2008（平成20）年度に「一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）」を策定し、循環型社会の形成を推進してきましたが、2019（令和元）年9月に三重県固形燃料発電事業が終了となり、それに伴い奥伊勢資源化プラザでのRDF固形燃料製造も、2019（令和元）年7月をもって製造を終了しました。同年8月から収集された可燃ごみは民間事業所において焼却処理されることとなり、また新たにプラスチック容器包装の収集も開始したことから、2020（令和2）年度の計画終了の前に、前計画からの見直し及び策定を図るものとします。

第4節 計画目標年次の設定

計画期間は図1-4-1に示すとおり、計画策定時より15年間とし、2020（令和2）年度を初年度、2028（令和10）年度を中期目標年度、さらに、2034（令和16）年度を計画目標年度とします。

また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。



図1-4-1 計画の期間

第5節 関係法令

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた法体系を図1-5-1に示します。

本計画策定における関係法令と上位計画等の関係



図1-5-1 本計画策定における関係法令と上位計画等の関係

第6節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理するものとします。

計画の進捗状況については、概ね5年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

PDCA サイクルの概念図を図1-6-1に示します。

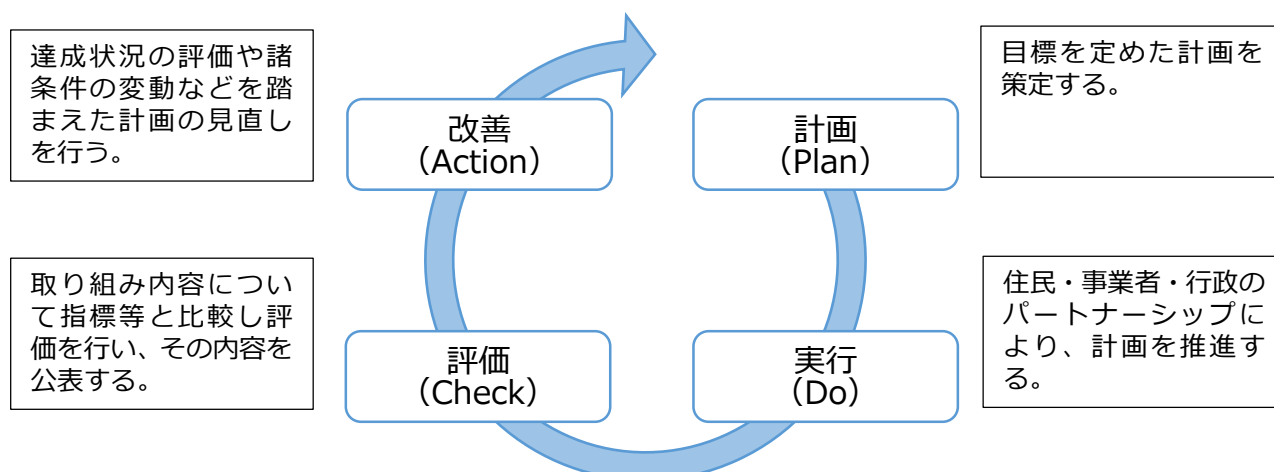


図1-6-1 PDCA サイクルの概念図

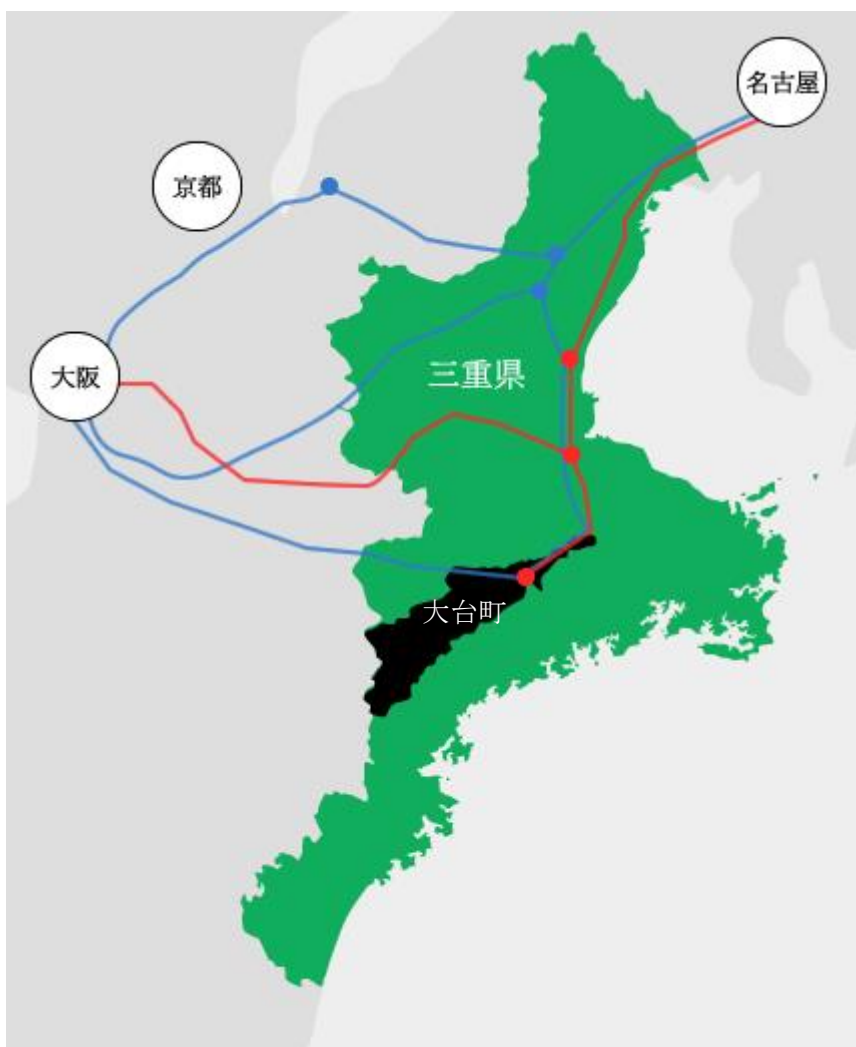
第2章 地域特性

第1節 地域概要

第1項 位置及び地勢

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、東西約 51.5 km、面積 362.86 km²で県内の町では最大の面積を有しています。

町の中央部には大台ヶ原山系を源とし東流する一級河川宮川とその支流である大内山川が流れ、河川に沿って 47 の集落が点在しています。北部は松阪市、多気町、東は度会町、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、上北山村に隣接しています。



出典) 大台町観光協会ホームページより

図 2 - 1 - 1 大台町の位置

第2項 気象

本町最寄りの気象観測所である粥見地点観測所による気象観測記録より、1981（昭和56）年から2010（平成22）年までの月別平均気象記録を表2-1-1、観測年別気象記録を表2-1-2に示します。2018（平成30）年の気温は、平均で15.3℃と比較的温暖な気候となっています。降水量は年間で2,542.0mmとなっています。

表2-1-1 月別地域の気象記録（1981（昭和56）年～2010（平成22）年）

	日平均 降水量 (mm)	月平均 気温 (℃)	日最高気温 の月平均 (℃)	日最低気温 の月平均 (℃)	日平均風速 (m/s)	日平均 日照時間 (h)
1月	1.6	3.9	9.1	-0.8	1.7	4.1
2月	2.3	4.5	9.9	-0.5	1.8	4.4
3月	4.0	7.6	13.4	2.1	1.7	5.1
4月	4.8	12.9	19.3	6.7	1.6	5.8
5月	6.2	17.4	23.5	11.9	1.4	5.3
6月	7.6	21.2	26.5	16.7	1.2	4.0
7月	7.5	25.0	30.3	20.9	1.2	4.6
8月	8.4	25.7	31.4	21.5	1.2	5.5
9月	12.2	22.4	27.7	18.3	1.2	4.4
10月	6.3	16.5	22.0	11.8	1.2	4.3
11月	3.8	10.9	16.8	5.7	1.3	4.5
12月	1.6	6.0	11.8	0.9	1.6	4.5
年間平均	5.5	14.5	20.2	9.6	1.4	4.7

資料：気象庁粥見観測所データ

表 2-1-2 年別地域の気象記録 (2010 (平成 22) 年～2018 (平成 30) 年)

	降水量(mm)		気温(°C)			日照時間 (h)
	合計	日最大	日平均	最高	最低	
2010 (平成22)	1,967.5	114.5	15.0	37.3	-5.4	1,806.0
2011 (平成23)	2,884.5	293.0	14.5	36.3	-6.2	1,750.4
2012 (平成24)	2,226.0	205.5	14.3	36.7	-6.9	1,703.1
2013 (平成25)	1,802.5	197.0	14.8	38.9	-5.2	2,011.8
2014 (平成26)	2,158.0	274.0	14.5	36.9	-5.7	1,776.4
2015 (平成27)	2,638.5	340.5	15.1	37.5	-4.3	1,699.3
2016 (平成28)	1,716.5	99.5	15.4	37.0	-6.4	1,687.2
2017 (平成29)	2,273.0	391.5	14.6	36.2	-5.7	1,788.2
2018 (平成30)	2,542.0	205.0	15.3	38.5	-6.9	1,954.1

資料：気象庁粥見観測所データ

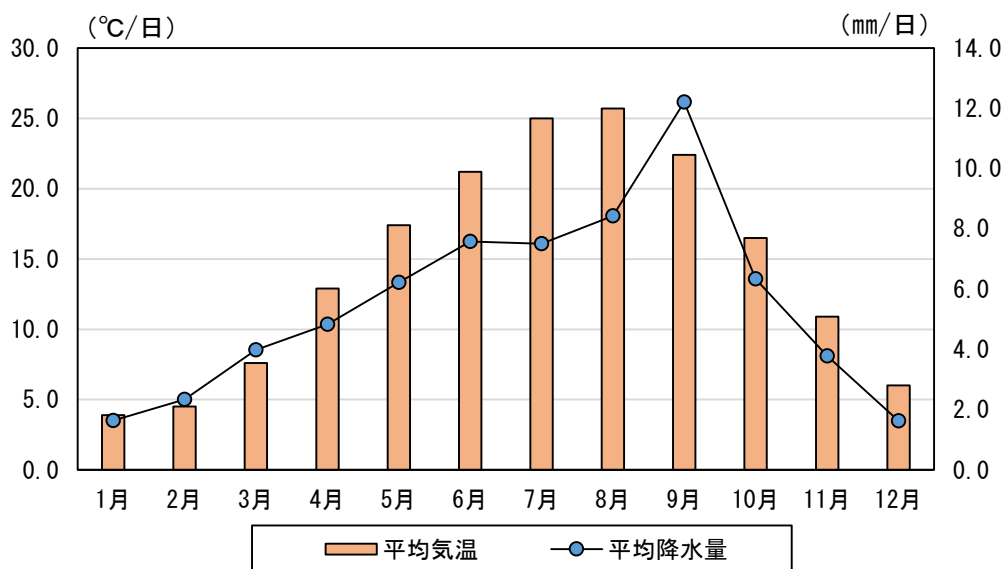


図 2-1-2 月別平均気温及び平均降水量 (1981 (昭和 56) 年～2010 (平成 22) 年)

第3項 人口動態（人口と世帯数）

本町の人口及び世帯数の推移を表2-1-3に示します。人口は2012（平成24）年以降減少傾向を示し、世帯数においても、減少傾向にあります。1世帯当たりの人口も減少傾向にあります。

表2-1-3 人口と世帯数の推移

	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)
人口 (人)	10,393	10,252	10,096	9,913	9,745	9,591	9,411
世帯数 (世帯)	4,267	4,268	4,263	4,259	4,245	4,253	4,230
1世帯当たりの人口 (人/世帯)	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2

出典：大台町住民基本台帳より（各年10月末日現在）

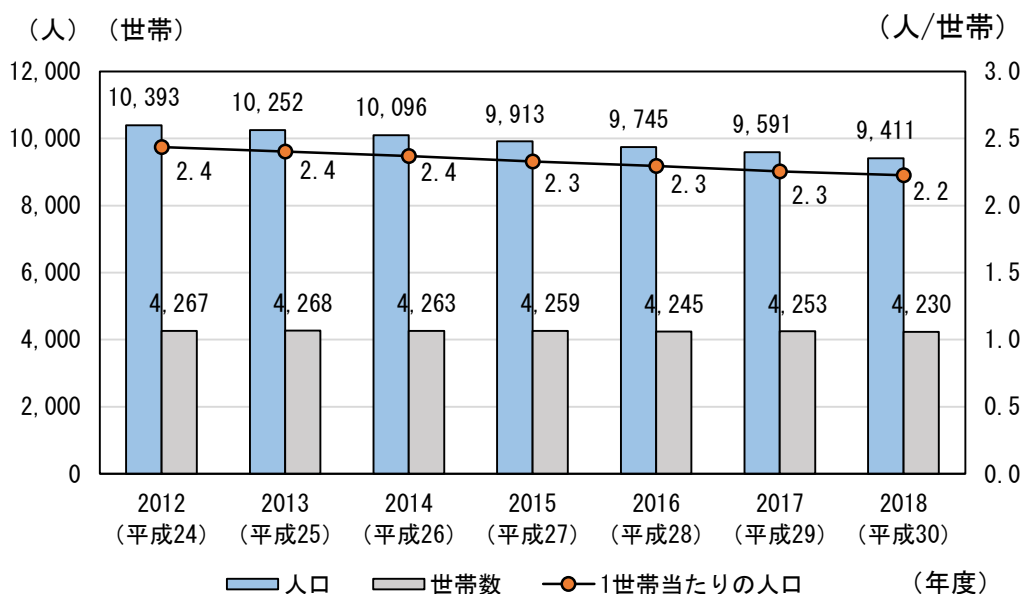


図2-1-3 人口と世帯数の推移

第4項 水道施設の状況

本町の2018（平成30）年度における上水道と、簡易給水地区を表2-1-4に示します。本町には、上水道施設が5系統、簡易給水施設が6施設あります。

表2-1-4 2018（平成30）年度における上水道と、簡易給水地区

施設名	対象地区名	給水人口
日進川添配水系上水道施設	千代、柳原、栃原、新田、神瀬、下楠、上楠 粟生、高奈	2,826
三瀬谷配水系上水道施設	長ヶ、下三瀬、上三瀬、佐原、弥起井、上菅、下菅 川合、大ヶ所、滝広	3,609
東部配水系上水道施設	下真手、上真手、本田木屋、小切畑、江馬、天ヶ瀬 熊内、茂原、藪、清水、泉、明豆、御棟、小滝、 神滝、滝谷、大井、南、唐櫃	2,476
大杉谷配水系上水道施設	岩井、桧原、久豆、若山	205
栗谷配水系上水道施設	栗谷の一部	109
野又三軒屋簡易給水施設	桧原の一部	12
仁右衛門簡易給水施設	大杉の一部	7
浦谷簡易給水施設	浦谷の一部	23
西谷簡易給水施設	栗谷の一部	6
余谷五十田簡易給水施設	栗谷の一部	7
宮の谷簡易給水施設	栗谷の一部	14

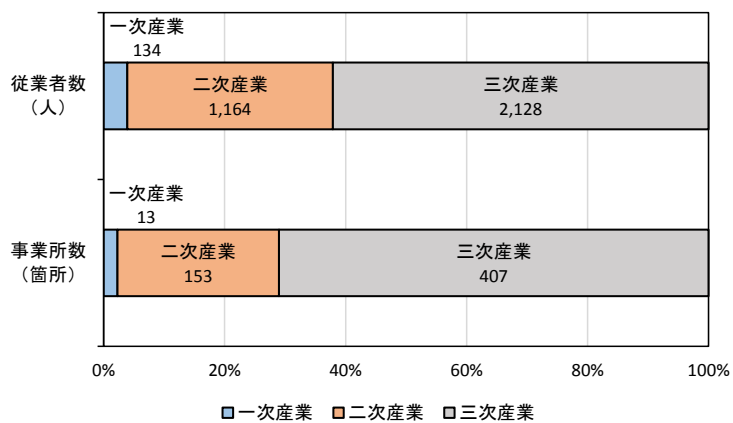
※2019（平成31）年3月31日現在

第5項 産業動向

本町の産業別事業所数と従業者数を表2-1-5、図2-1-4、に示します。事業所数、従業者数の約70%前後をサービス業などの第3次産業が占めています。

表2-1-5 産業別事業所数・従業者数

	事業所数	従業者数		
		合計	男性	女性
一次産業	13	134	111	23
二次産業	153	1,164	779	385
三次産業	407	2,128	982	1,146
総数	573	3,426	1,872	1,554



出典：経済センサス2014（平成26）年度

図2-1-4 産業別事業所数

第6項 土地利用状況

本町の土地の利用状況を表2-1-6及び図2-1-5に示します。

表2-1-6 土地利用

区分	総面積	評価総面積に基づく民有地						
		合計	田	畑	宅地		山林原野	雑種地
					住宅用地	商業用地		
面積(km ₂)	362.86	89.59	3.62	3.3	1.82	0.67	79.34	0.84
比率(%)	—	—	4.0	3.7	2.0	0.7	88.6	0.9

※総面積：国土交通省国土地理院、民有地面積：平成27年三重県統計書

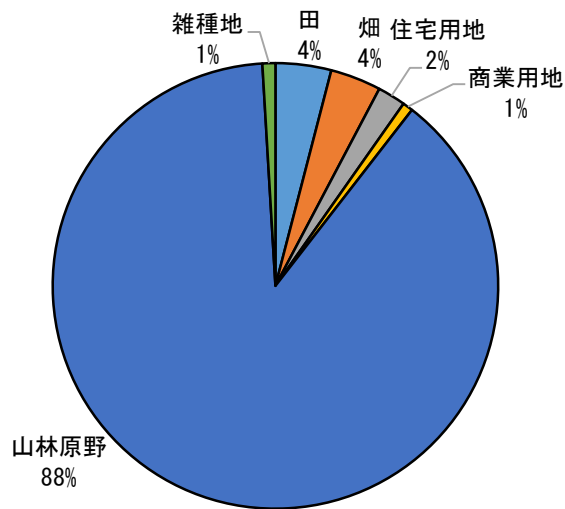


図2-1-5 土地利用

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況及び実績

第1項 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の経緯

本町における一般廃棄物に係る処理・処分の経過は、表3-1-1に示したとおり1964（昭和39）年以降、大台町及び宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村の3町2村で構成する大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合（以下「組合」という）で行なっていました。

可燃ごみは、1970（昭和45）年から大台町弥起井地内の弥起井ごみ処理施設内焼却施設（10t/8h）、1973（昭和48）年より大宮町滝原地内の滝原ごみ処理施設内焼却施設（10t/8h）の両施設に搬入され、処理していました。

不燃ごみについては、滝原ごみ処理施設内不燃物処理施設（圧縮能力：8t/8h・破碎能力：6t/8h）で金属類とガラス類を処理し、粗大ごみについては、町単独で一般廃棄物処理事業者に委託して処理していました。

以上のように粗大ごみ以外は、組合において広域処理されてきたところであるが、近隣の香肌峡環境美化共同組合とのごみ処理施設の集約化を図り、より一層の効率的かつ適正なごみ処理を行うことを目的とし、1996（平成8）年8月に、ごみ処理施設管理運営、に関する業務を広域的に共同処理するための組合設立に向けた準備組織として、香肌奥伊勢環境美化共同組合準備委員会を設立しました。

同年9月には同委員会を解散し、一般廃棄物処理業務を行っていくため香肌奥伊勢資源化広域連合を設立しました。その後、香肌奥伊勢資源化広域連合においてごみ処理施設の整備計画を推進し、2001（平成13）年4月から香肌奥伊勢資源化プラザが稼動を開始し、ごみ固形燃料化(RDF化)施設及びリサイクルプラザの供用が（図3-1-1）開始されました。

そして2002（平成14）年12月、三重県企業庁の三重ごみ固形燃料発電所が現在の桑名市多度町に建設され、香肌奥伊勢資源化プラザを含め、県内でRDF化施設を持つ14の自治体からRDFの搬入が開始されました。RDFは焼却され熱源としてサーマルリサイクルされています。

また以前から伊賀市の民間処理施設へ委託していた残渣の処理についても、2006（平成18）年4月から一般廃棄物最終処分場である香肌奥伊勢エコ・ランドの稼動が開始され、残渣の独自処理が可能となりました。

さらに2019（令和元）年7月に、RDF化施設を停止し、その後の可燃ごみは民間事業所へ委託処理することとしています。処理方法を図3-1-2に示します。

表3-1-1 一般廃棄物に係る処理・処分の経緯

明治	33. 4	汚物掃除法制定（ごみの清掃は市町村の義務となる）
	33. 5	汚物清掃規定が定められる
昭和	5. 5	汚物掃除法の一部改正（し尿収集、市町村の義務となる）
	29. 4	清掃法制定（汚物清掃法廃止）
	39. 7	大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合設立
	45. 8	弥起井ごみ処理施設（可燃物処理施設）稼働開始
	45. 9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行
	48. 8	滝原ごみ処理施設（可燃物処理施設、不燃物処理施設）稼働開始
	58. 4	大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合 し尿処理施設条例施行 ごみ処理施設条例施行
平成	63. 3	錦ごみ処理施設（錦クリーンセンター可燃物処理施設）稼働開始
	2. 12	「ダイオキシン類等発生防止等ガイドライン」（旧ガイドライン策定）
	3. 10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正される
	5. 4	びん・缶分別収集開始（大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合）
	8. 8	大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合と香肌峡環境美化共同組合の8ヶ町村が香肌奥伊勢環境美化共同組合準備委員会を設立
	9. 1	「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」（新ガイドライン）策定
	9. 4	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（容器包装リサイクル法）施行
	9. 12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する法律」施行
	10. 8	準備委員会が一般廃棄物（ごみ編）処理に係る基本計画を策定
	10. 9	ごみ処理施設の設置管理を目的として香肌奥伊勢資源化広域連合を設立
	13. 1	循環型社会形成推進基本法施行
	13. 4	香肌奥伊勢資源化広域連合、ごみ固形燃料化（RDF化）施設及びリサイクルプラザを供用開始 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行 グリーン購入法施行
	14. 12	三重ごみ固形燃料発電所稼働開始
	16. 4	特定環境保全公共下水道「グリーンピア宮川」稼働開始
	18. 3	「奥伊勢クリーンセンター（し尿処理施設）」稼働開始
	18. 4	「香肌奥伊勢エコ・ランド（一般廃棄物最終処分場）」稼働開始
	26. 6	資源の有効な利用の促進に関する法律が施行
	29. 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正される
令和	1. 10	食品ロスの削減の推進に関する法律が施行

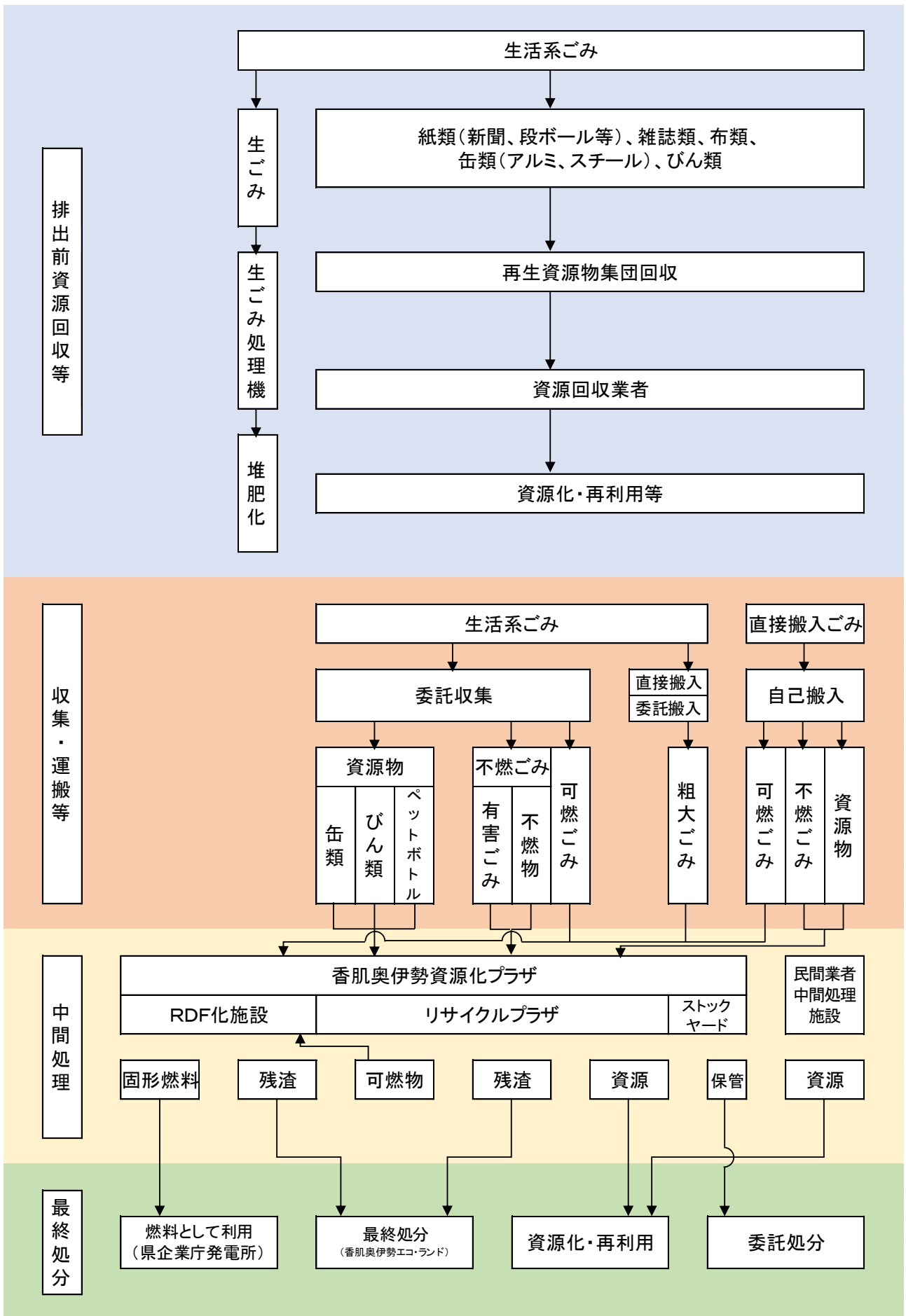


図3-1-1 ごみ処理の流れ (2019 (令和元) 年7月まで)

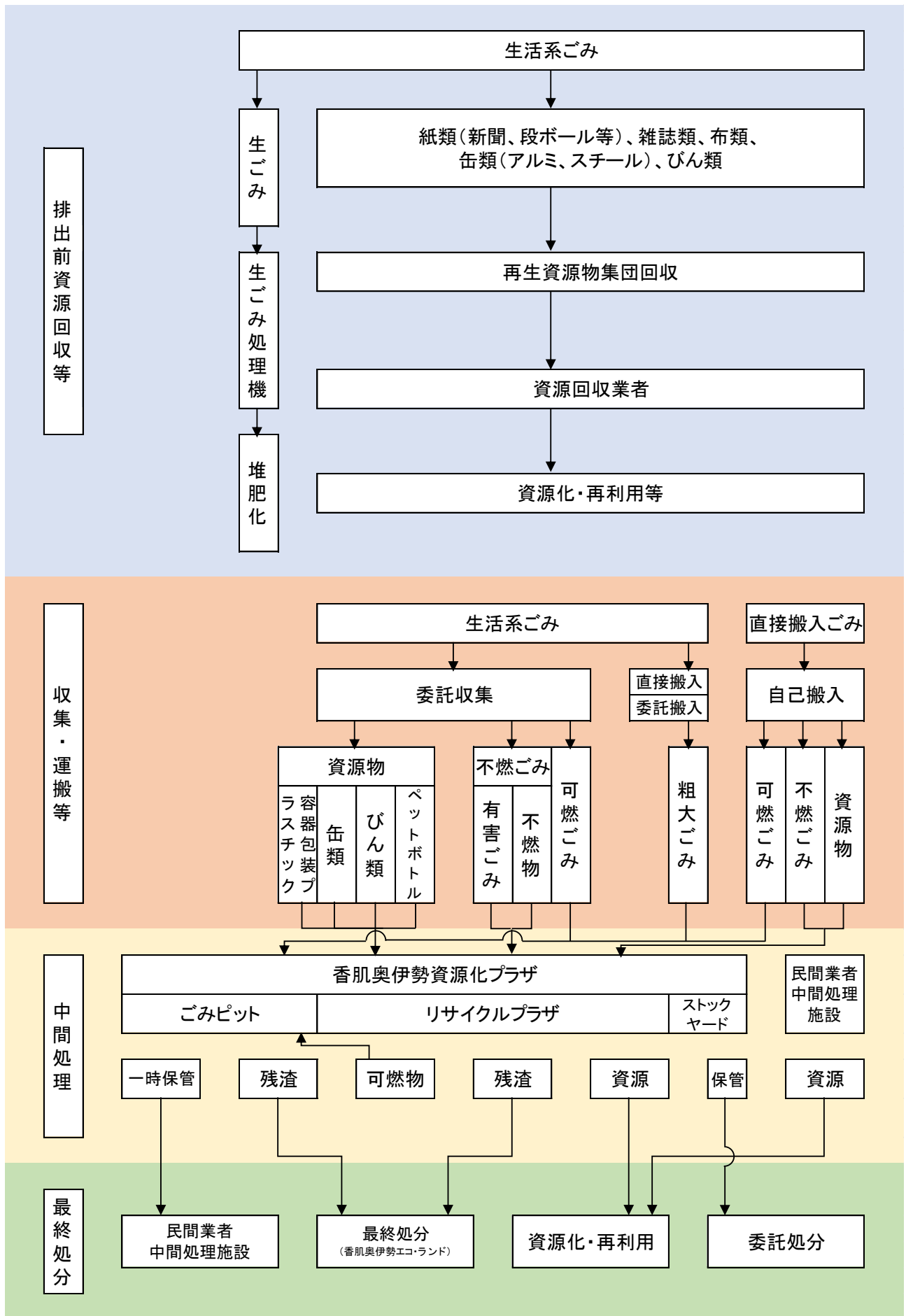


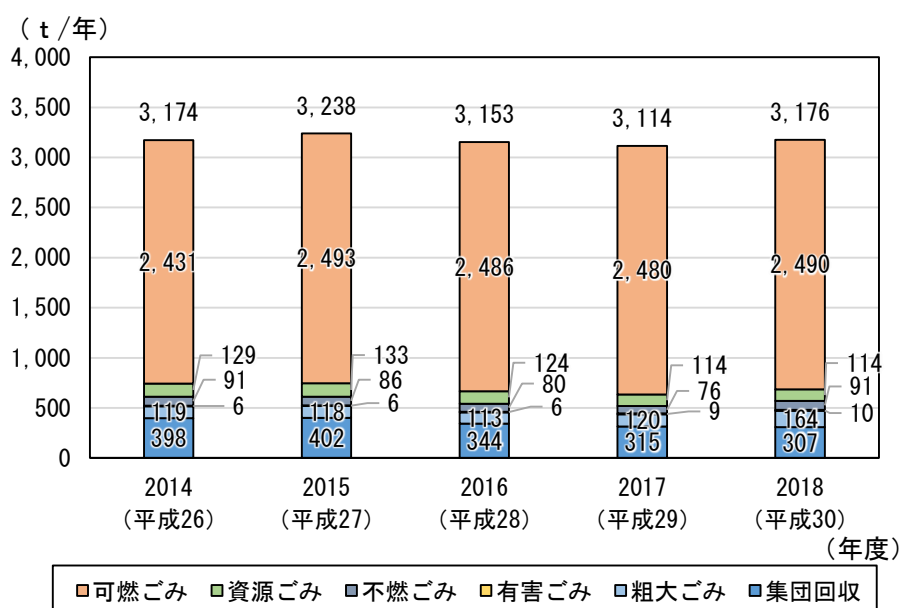
図3-1-2 ごみ処理の流れ (2019 (令和元) 年8月から)

第2項 ごみ処理実績

1) 種類別排出量の推移

過去5年間のごみ排出量の実績を図3-1-3に示します。

年間のごみ排出量は、ほぼ横ばい傾向にあります。種類別に見ると可燃ごみが約8割を占めています。ごみ排出量に占める各排出量の割合は(図3-1-4)、ほとんど変動していません。2018(平成30)年度では、可燃ごみ78.4%、不燃ごみ2.9%、資源ごみ3.6%、粗大ごみ5.2%、有害ごみ0.3%、集団回収9.7%となっています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-1-3 種類別排出量の推移

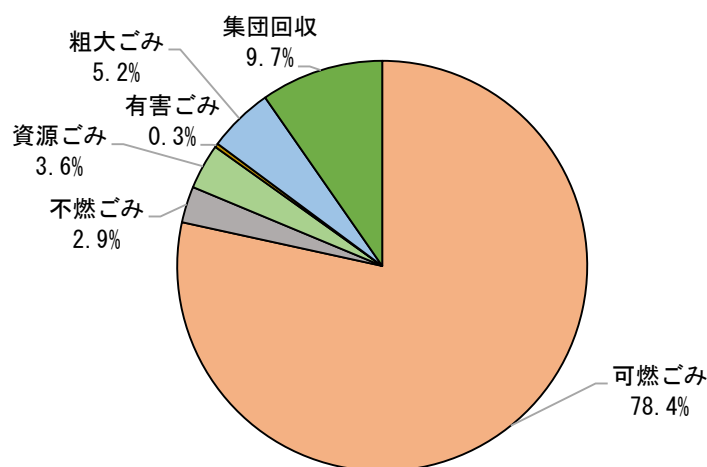
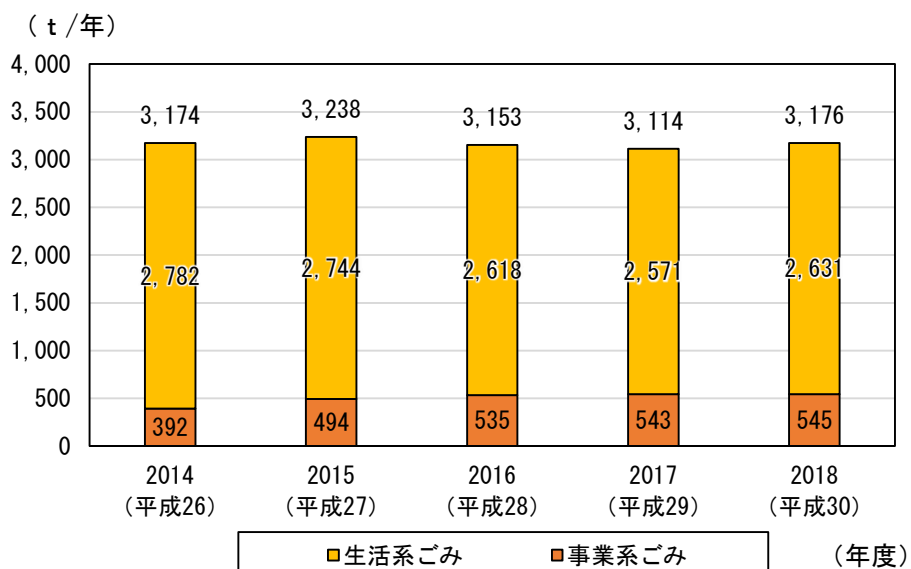


図3-1-4 ごみ排出量割合(2018(平成30)年度)

2) 排出形態別排出量の推移

排出形態別排出量の推移を図3-1-5に示します。

2014（平成26）年度からの推移を見ますと、生活系ごみはほぼ横ばいで推移していますが、事業系ごみは微増で推移しています。全体に占める割合では、2018（平成30）年度で、生活系ごみ82.9%、事業系ごみ17.1%となっています。



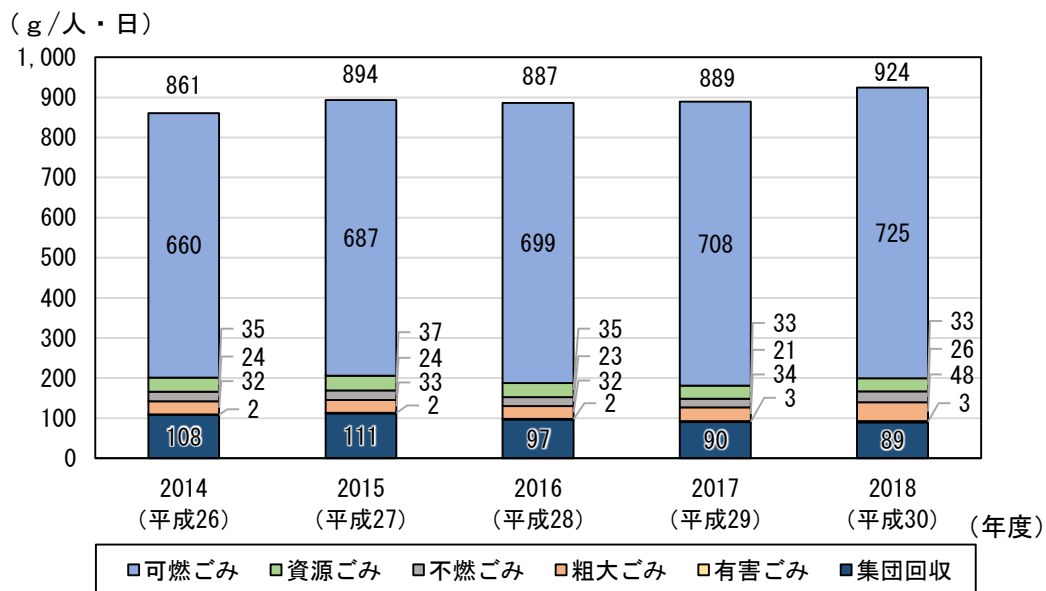
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-1-5 排出形態別排出量の推移

3) 1人1日当たりの総排出量の推移

1人1日当たりの排出量の推移を図3-1-6に示します。

生活系と事業系を合わせた1人1日当たりの排出量は、増加傾向で推移しています。中でも、可燃ごみの1人1日当たりのごみ排出量が増加しています。



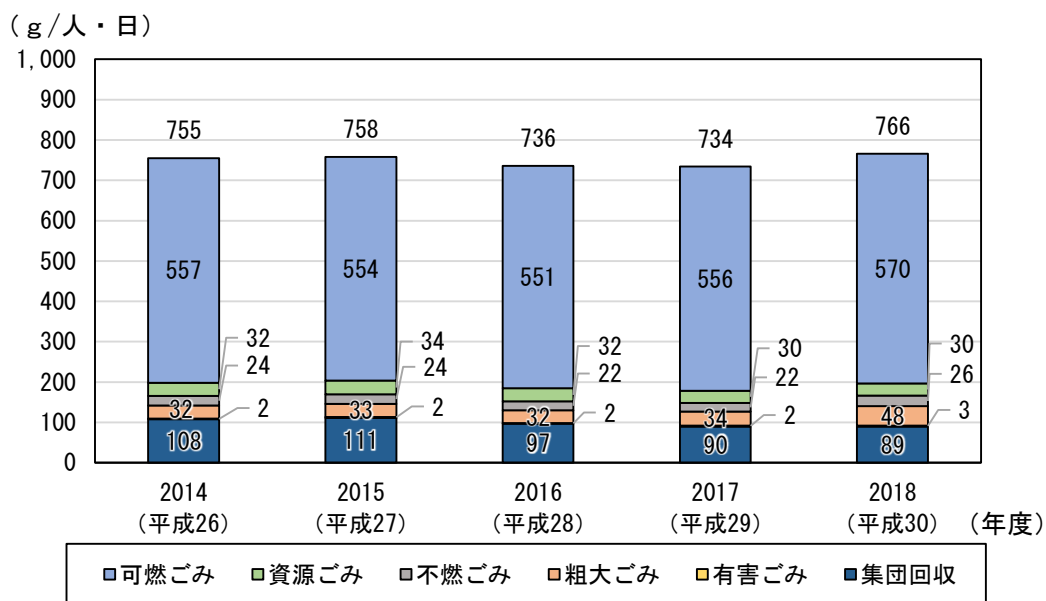
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-1-6 1人1日当たりのごみ排出量の推移

4) 1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移

1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移を図3-1-7に示します。

2014（平成26）年度から2017（平成29）年度まで減少傾向で推移していましたが、2018（平成30）年度は増加しています。一方、資源ごみは2014（平成26）年度以降やや減少傾向を示しています。2018（平成30）年度では可燃ごみが排出量の74.4%、不燃ごみが3.4%、資源ごみが3.9%、粗大ごみが6.2%、集団回収が11.6%を占めています。



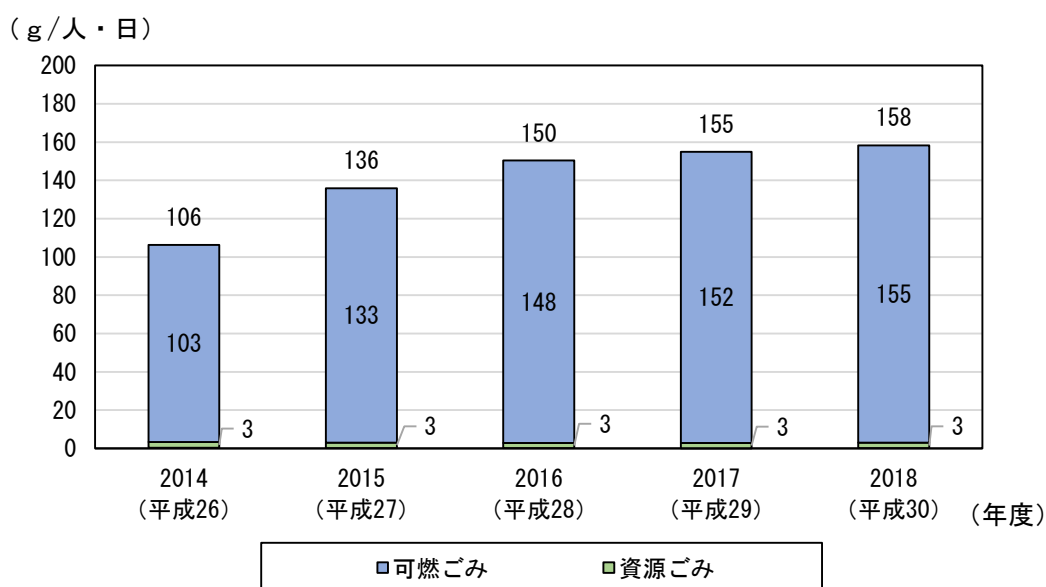
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-1-7 1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移

5) 1人1日当たり事業系ごみ排出量の推移

事業所から排出された1人1日当たりの事業系ごみ排出量及び1日当たり事業系ごみ排出量の推移を図3-1-8、図3-1-9に示します。

事業系ごみは、可燃ごみと資源ごみで構成されており、2014（平成26）年度以降年々増加傾向で推移しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-1-8 1人1日当たり事業系ごみ排出量の推移

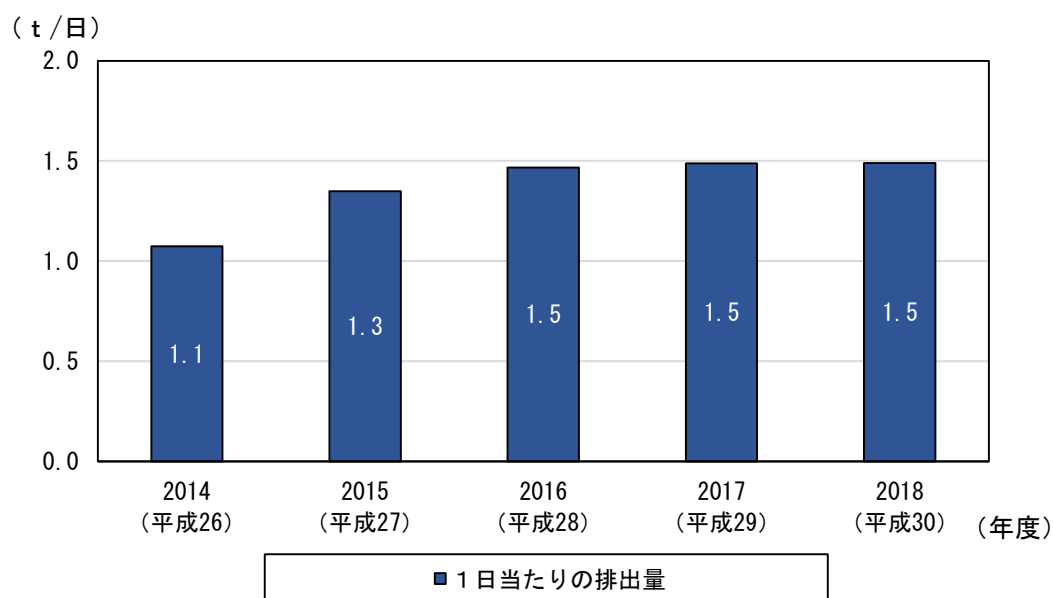
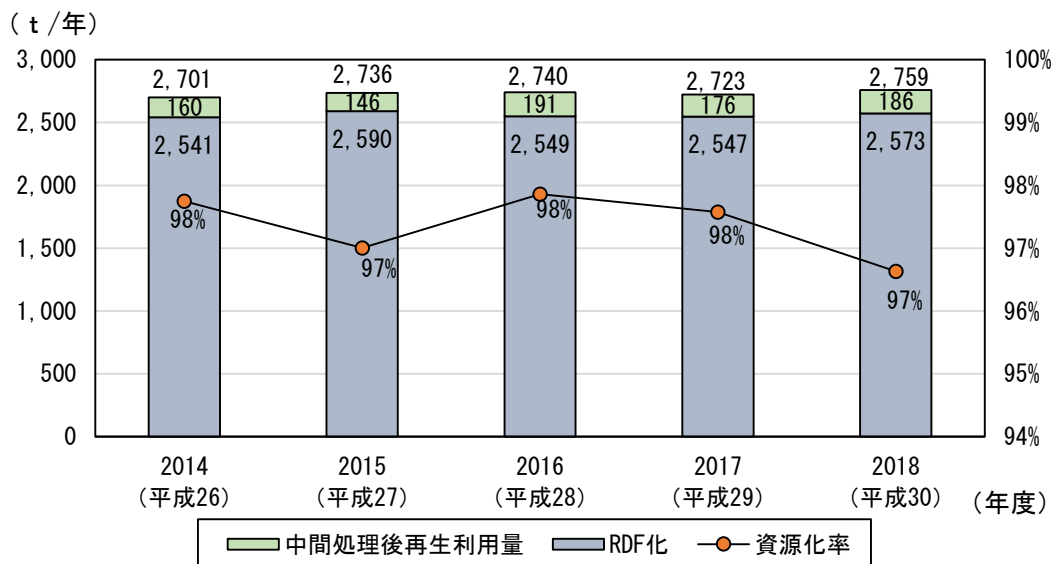


図3-1-9 1日当たり事業系ごみ排出量の推移

6) 資源化の推移

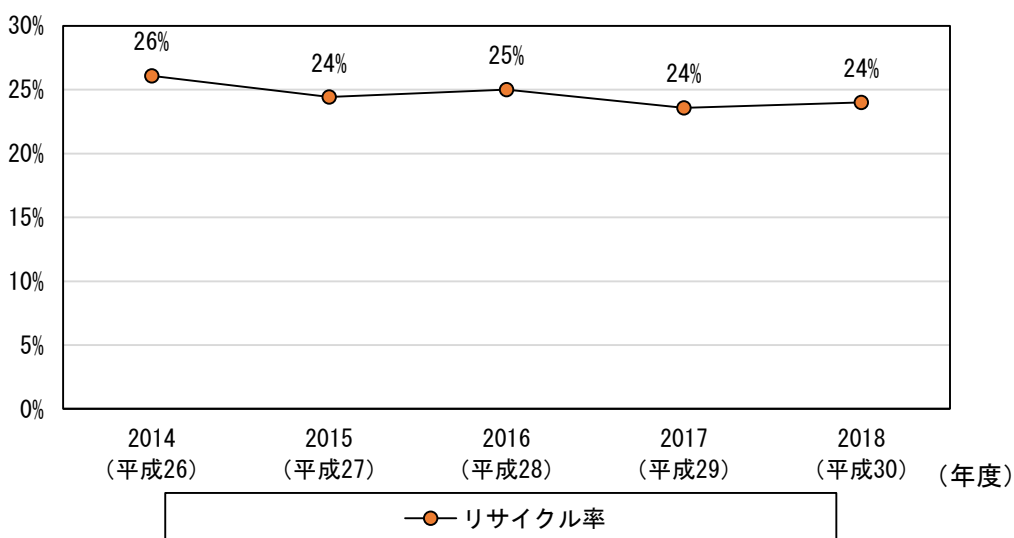
本町での資源化量、資源化率を図 3-1-10、リサイクル率を図 3-1-11 に示します。

資源化率は 2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度にかけて 95%以上で推移しています。一方、リサイクル率は微減傾向で推移しています。



※資源化率は資源物、中間処理後再生利用量、集団回収、RDF化量を合わせた割合

図 3-1-10 資源化量と資源化率



※リサイクル率は資源物、中間処理後再生利用量、集団回収を合わせた割合

図 3-1-11 リサイクル率

7) 最終処分量の推移

本町での最終処分量と最終処分率を図3-1-12に示します。

最終処分量は、年間50t前後で増減しながら推移しています。最終処分率は約2.0%で推移しています。

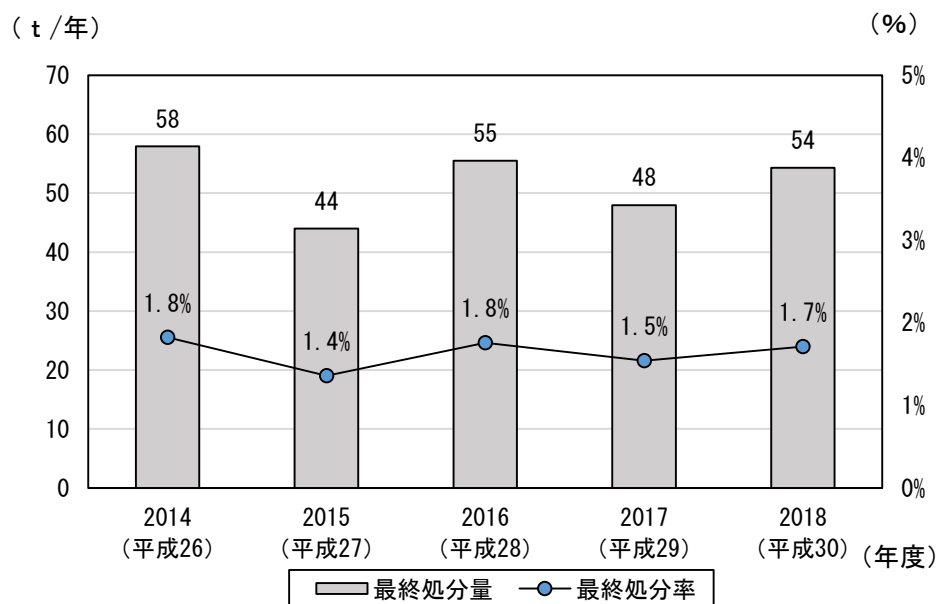


図3-1-12 最終処分量と最終処分率の推移

第3項 ごみの性状

1) 可燃ごみの組成の推移

可燃ごみの組成の推移を表3-1-2、図3-1-13に示します。

採取年度によりばらつきはありますが、紙・布類の割合は50%前後で推移しており、プラスチック、ゴム、皮革類は2016（平成28）年度以降増加しています。

表3-1-2 ごみの組成の推移

項目	年度	2014	2015	2016	2017	2018
		(平成26)	(平成27)	(平成28)	(平成29)	(平成30)
紙・布類	%	52.9	53.3	49.2	45.6	50.6
プラスチック、ゴム、皮革類	%	26.5	23.9	20.7	27.5	30.7
木、竹、わら類	%	6.9	6.8	10.5	5.5	6.9
ちゅう芥類	%	9.5	11.5	14.2	15.2	6.8
不燃物類	%	1.8	1.5	2.0	2.8	0.8
その他	%	2.4	3.0	3.4	3.4	4.2

※小数点第一位を四捨五入しているため合計が100にならないところがあります。

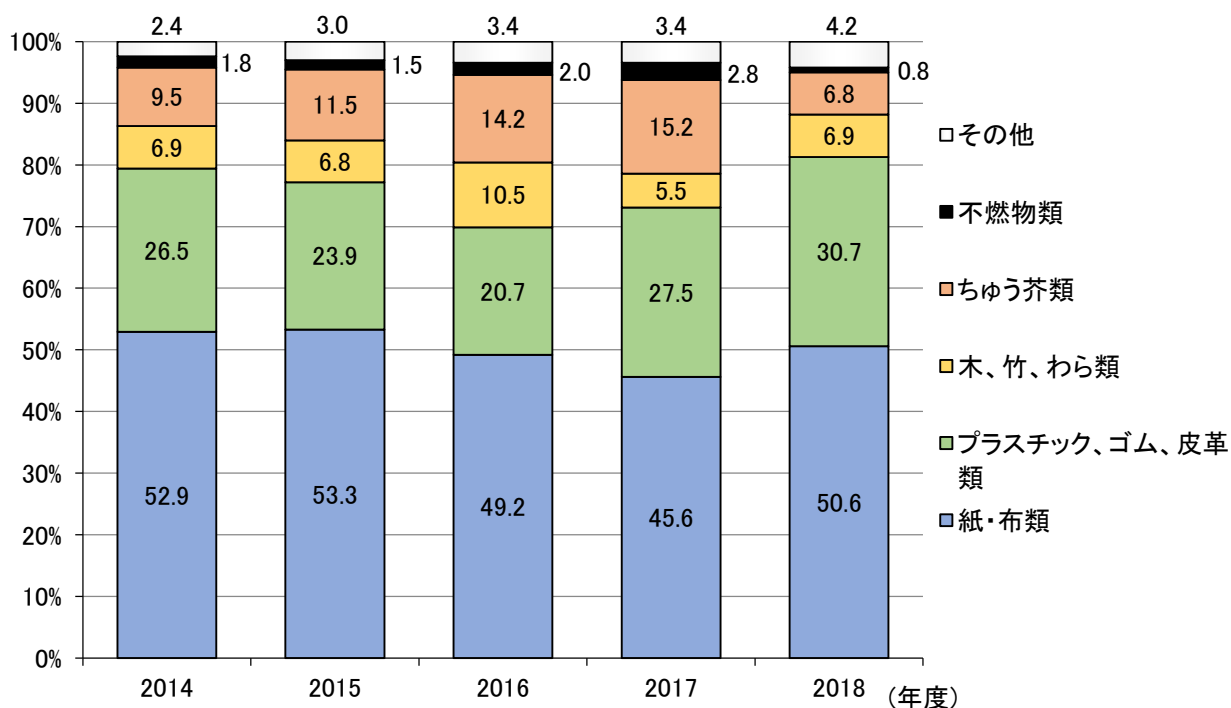


図3-1-13 ごみの組成の推移

2) 可燃ごみの三成分

可燃ごみの三成分分析値の推移、単位容積重量と低位発熱量の推移を図3-1-14、図3-1-15に示します。

水分、灰分、可燃分の割合は、大きく変化していません。単位容積重量は2016（平成28）年度、2017（平成29）年度と増加しましたが、低位発熱量に大きな変動がありません。

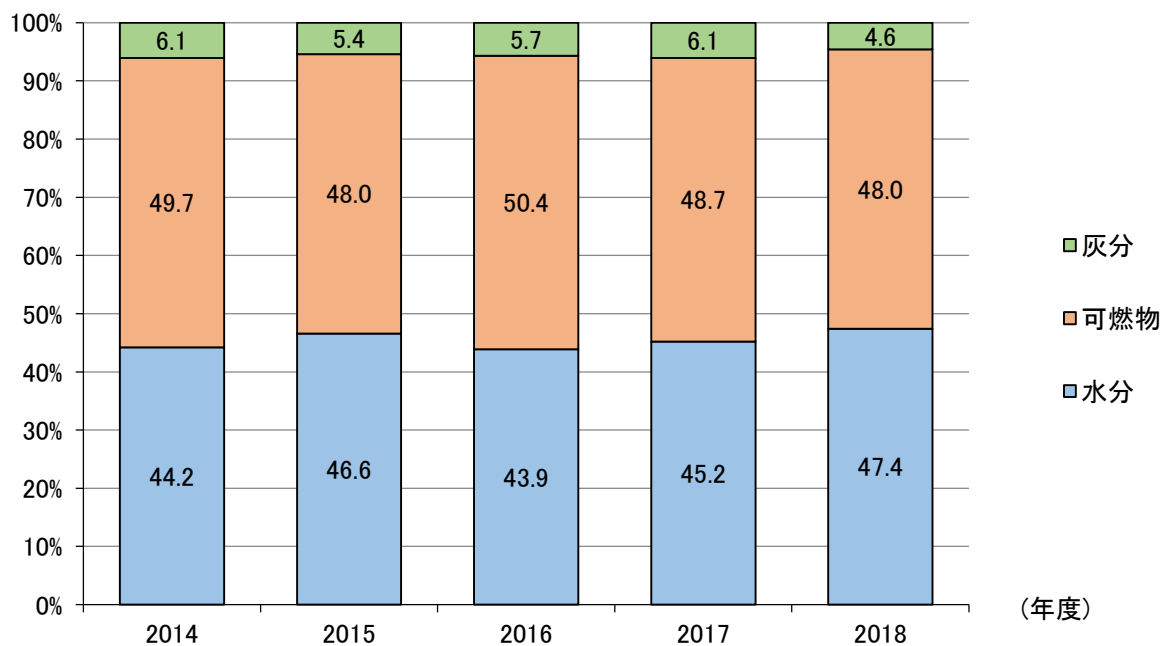


図3-1-14 ごみの三成分分析

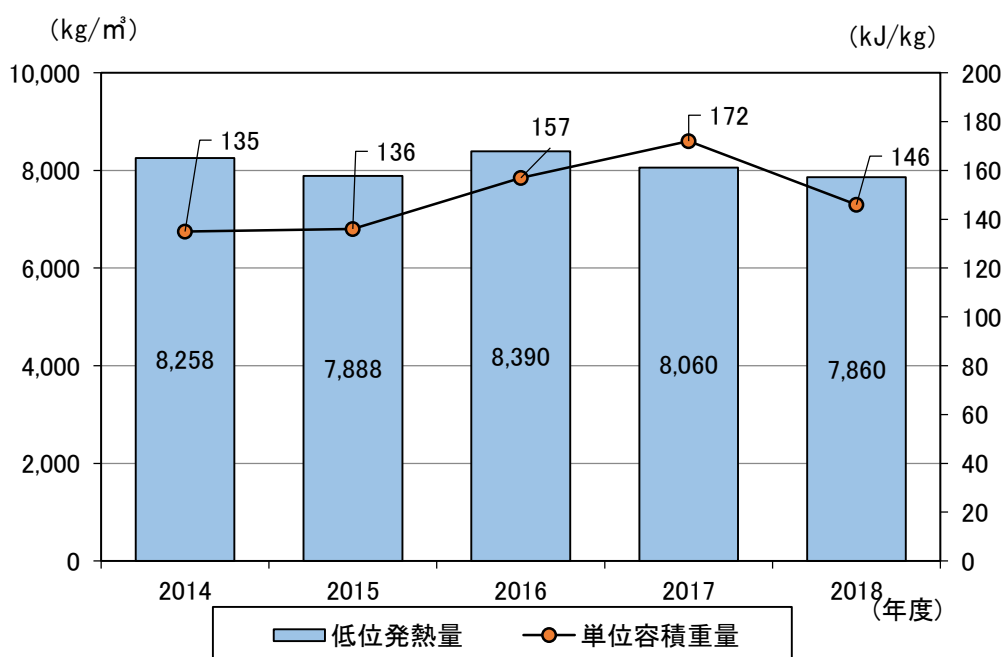


図3-1-15 単位容積重量と低位発熱量

第4項 ごみ処理の体制

1. 生活系ごみの処理体制

本町では家庭からのごみは集積所収集にて、収集運搬をしています。また、ごみの減量化と再資源化を目的に排出前資源回収に取り組んでいます。

(1) 排出前資源回収等の流れ

家庭からごみステーションに出される前に、排出前資源回収されリサイクルにされており、ごみの減量化に取り組んでいます。

①再生資源集団回収の状況

可燃ごみの中で、資源となるものについては各地区に設置された資源ごみ回収ステーションに町民が持ち込み古紙等再生事業者へ回収されリサイクルされています。

本町は、資源物の集団回収を行う地域住民団体、学校PTA等に回収量に応じた奨励金を交付しております。

表3-1-3 再生資源集団回収の状況

(単位：t)

回収・種別	段ボール	新聞	チラシ	雑誌	金属類	その他資源物	合計
各地区資源ごみ回収ステーション	47.6	36.9	14.4	47.4	0.0	0.8	147.1
集団回収	31.7	54.3	0.0	39.6	2.6	0.8	129.0
役場関係	12.8	6.6	0.0	12.8	0.1	1.6	33.9
計	92.1	97.8	14.4	99.8	2.7	3.2	310.0

※2018(平成30)年度実績

②生ごみ処理機の購入補助金

各家庭から出る生ごみの処理の為に、容器式や電気式の処理機を購入した場合は、購入金額の1/2(限度額・電気式30,000円・非電気式4,000円)の補助を行っております。

③生ごみ堆肥化グループへの支援

衣装ケースを使用した生ごみの堆肥化に取り組んでいます。現在は、5グループが活動しており、行政とともに活動しております。ごみ減量化への取組に今後も協働し活動を継続していきます。

2.ごみの収集

本町では、2019（令和元）年度、現在、一般廃棄物（ごみ）は、「可燃ごみ」、「プラスチック類」、「缶類」、「びん類」、「ペットボトル」、「有害ごみ」、「不燃類」、「粗大ごみ」の8分類での収集を行っています。

また、収集していないごみとして、建築廃材（建物を解体した木材・瓦・コンクリート・セメント等）、自動車、オートバイ、エンジン付農機具、農薬、薬品、石油類（灯油・オイル・ガソリンなど）、消火器、ピアノ、産業廃棄物、危険物（ガスボンベ・火薬など）、指定家電（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷凍庫）があります。これらは、買ったところに引き取ってもらうか処理専門業者に処分してもらうようお願いしています。

表3-1-4にごみの分別区分、表3-1-5に排出方法、表3-1-6にごみステーション設置数を示します。

表3-1-4 ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		紙類・生ごみ・草木・皮革類・布類・プラマークの無いプラスチック類など
資源ごみ	プラスチック類	食品トレイ・食品の容器・チューブ類・お菓子、レトルトの包装紙などプラマークの印字されたプラスチック類
	缶類	飲料用アルミ缶・スチール缶など
	びん類	飲料用・調味料用のびん・酒類びん・薬のびんなど
	ペットボトル	飲料用・調味料など
有害ごみ		蛍光灯・電池類・スプレー缶・ライター類
不燃類		アルミはく・一斗缶・刃物・小型家電・金属を含んだもの・電球・電気コード・傘・ガラス・陶器・植木鉢・飲食用以外のビンなど
粗大ゴミ		木製家具類・大型プラスチック類・大型金属類・自転車・大型家電・照明器具・ソファ類・畳・スプリングマットレス・布団など

表3-1-5 ごみの排出方法

収集場所	分別区分	排出容器	出し方	収集回数	
ごみステーション	可燃ごみ	紫色の文字の指定袋	・生ごみは水切をする。また、生ごみ処理機などにより堆肥化する。 ・新聞や雑紙は、資源ごみ回収ステーションや廃品回収に出す。	2日/週	
	資源ごみ	プラスチック類	緑色及び青色の文字の指定袋	・プラマークのある容器包装のプラスチック類を対象とし汚れを落とす。洗った場合は乾かして出す。 ・汚れがとれないものについては、可燃ごみへ分別する。	2日/隔週
		缶類	緑色の文字の指定袋	・中身を出して、水洗いをして出す。	1日/月
		びん類	緑色の文字の指定袋	・ふたを外し、必ず水洗いして出す。 ・ビールびん、一升びんはなるべく販売店などに戻す。	1日/月
		不燃ごみ	緑色の文字の指定袋	・ガラス、針、刃物は紙などに包んで出す。 ・電池や灯油類が入っているものは必ず抜いてから出す。 ・木や紙、布の部分がなるべく分けて可燃ごみへ分別する。 ・指定袋に入らないものは粗大ごみで出す。	1日/月
		ペットボトル	緑色及び青色の文字の指定袋	・キャップとラベルを取り外し、必ず水洗いをして出す。 ・キャップとラベルは、プラスチック類に分別する。	1日/月
	有害ごみ	指定なし	・蛍光灯は割れないように購入時の段ボールに包み本数が多い時はひもで結んで出す。 ・スプレー缶、ライター、カセットボンベなどは中身を使い切ってから穴をあけずに出す。 ・品目ごとに袋を分けて出す。	1日/月	
粗大ごみ	直接搬入		午前8時30分から午後4時までの間に、直接香肌奥伊勢資源化プラザ（多気町）へ搬入する。		
	隔月第1日曜日もしくは第2日曜日		町民が、町の本田木屋粗大ごみ集積場に搬入したもので、再資源化できるものは売却して減量化し、それ以外のごみは香肌奥伊勢資源化プラザに搬入する。		
処理できないごみ			建築廃材、農薬、医療廃棄物、タイヤ、バッテリー、消火器、ピアノ、家電5品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン）は購入した販売店に相談する。		

(1) 収集・運搬の主体

家庭ごみの収集・運搬は香肌奥伊勢資源化広域連合が民間事業者へ委託しています。

(2) 収集箇所

収集地域別、ステーション数等を表3-1-6に示します。

表3-1-6 ごみステーション設置数

字 名	ごみ集積場箇所数	世帯数	人 口	字 名	ごみ集積場箇所数	世帯数	人 口
千 代	3	41	87	下真手	11	134	285
柳 原	7	61	155	上真手	6	107	235
本 郷	4	57	162	本田木屋	3	27	62
宮 野	5	116	323	小切畑	4	89	194
下新田	6	129	334	浦 谷	2	12	23
中 丸	18	205	523	江 馬	6	153	293
茶 浦	4	81	210	天ヶ瀬	9	91	194
神 瀬	3	61	132	栗 谷	9	65	142
下 楠	7	69	160	熊 内	5	32	72
上 楠	5	84	173	茂 原	3	65	140
粟 生	10	175	397	藪	7	158	279
高 奈	6	79	188	清 水	4	38	86
長 ヶ	8	141	323	泉	4	54	113
下三瀬	9	112	265	明 豆	4	47	106
上三瀬	13	216	554	御 棟	2	7	10
佐 原	29	492	1,074	小 滝	5	42	78
弥起井	12	192	416	神 滝	5	37	94
上 菅	5	150	289	滝 谷	4	17	33
下 菅	6	117	267	大 井	6	54	111
川 合	7	81	184	南	4	16	33
大ヶ所	8	108	225	唐 櫃	7	55	91
滝 広	4	31	68	岩 井	6	46	87
小 計	179	2,798	6,509	桧 原	6	38	67
				久 豆	8	37	57
				若 山	1	6	9
				大 杉	1	5	8
				小 計	132	1,432	2,902
				合 計	311	4,230	9,411

※2019（令和元）年10月末日現在

(3) 収集・運搬車両

2019（令和元）年度現在の収集・運搬車両の種類及び台数を表3-1-7に示します。

表3-1-7 収集運搬車の状況

区 分	運搬車両の種類	台 数
可燃ごみ	パッカー車(3t)	3台
資源ごみ	ダンプ(4t)	3台
	パッカー車(3t)	2台
有害ごみ	ダンプ(2t)	2台

※2019（令和元）年8月末日現在

(4) 収集・運搬区域

本町では、町全体を収集・運搬区域としています。

2. 事業系ごみの処理体制

事業系(一般廃棄物)ごみは、事業者の責任において処理することとなっています。

香肌奥伊勢資源化プラザへ直接搬入できない場合は、町の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者へ委託して収集運搬となります。

第5項 中間処理の現状

1. 中間処理の状況

中間処理の状況を表3-1-8に示します。

分別収集された可燃ごみは、2019（令和元）年7月まで香肌奥伊勢資源化プラザへ搬入し、ごみ固形燃料化施設（RDF：Refuse Derived Fuel 化施設）で固形燃料化していました。2019（令和元）年8月より、分別収集した可燃ごみは、民間事業者に委託し焼却処理を行っています。直接持ち込みのごみに関しても同様の処理をしています。

表3-1-8 中間処理の状況

分別区分		中間処理の概要	
可燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・2019（令和元）年7月まで香肌奥伊勢資源化プラザで固形燃料化。 ・2019（令和元）年8月より、民間委託にて焼却処理。 ・香肌奥伊勢資源化プラザ（リサイクルプラザ）にて、分別収集された不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを資源化処理しています。 ・2019（令和元）年度より、新たにプラスチックごみの分別収集を開始しています。 ・紙類については、持ち込まれたものについて、資源化処理を行っています。 	
不燃ごみ			
資源ごみ	缶類		アルミ缶
			スチール缶
	びん類		無色
			茶色
			その他の色
	ペットボトル		
	プラスチック類		容器包装プラスチック
粗大ごみ			
有害ごみ			

2. 中間処理施設

1) 可燃ごみ処理施設

香肌奥伊勢資源化広域連合が所有する可燃ごみ処理施設の概要を表3-1-9、表3-1-10に示します。

表3-1-9 固形燃料化施設の概要（2019（令和元）年7月まで稼働）

施設名	香肌奥伊勢資源化プラザ（固形燃料化施設）
設置者	香肌奥伊勢資源化広域連合
所在地	三重県多気郡多気町丹生 4290 番地
供用開始	2001（平成13）年4月
能力	44t/8h(22t/8h×2系列)
敷地面積	約 18,000m ² （リサイクルプラザ含む）
建築面積	2,175m ²
延床面積	2,998m ²

表3-1-10 民間委託処理施設の概要（2019（令和元）年8月より委託）

施設名	三重リサイクルセンター
設置者	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

2) リサイクル施設

香肌奥伊勢資源化広域連合が所有するリサイクル施設の概要を表3-1-11に示します。

表3-1-11 リサイクルプラザの概要

施設名	香肌奥伊勢資源化プラザ（リサイクルプラザ）
設置者	香肌奥伊勢資源化広域連合
所在地	三重県多気郡多気町丹生 4290 番地
処理能力	不燃粗大処理施設 6t×5h×1系列 資源施設 7t×5h×2系列 缶選別・圧縮施設 3.3t×5h×1系列 ビン選別施設 3.7t×5h×1系列
敷地面積	約 18,000 m ² （RDF 化施設含む）
建築面積	約 1,334m ²
延床面積	約 1,922m ²

4) 最終処分場

香肌奥伊勢資源化広域連合が所有する最終処分場の概要を表3-1-12に示します。

表3-1-12 最終処分場の概要

施設名	香肌奥伊勢エコ・ランド
設置者	香肌奥伊勢資源化広域連合
所在地	三重県度会郡大紀町大内山 2571 番地 6
供用開始	2006（平成 18）年 4 月
敷地面積	8,800m ²
建築面積	延 1,350m ²
埋立容量	3,472m ³
埋立構造	被覆型最終処分場
埋立方式	セルアンドサンドウィッチ方式
浸出水処理施設	8 m ³ /日 循環型再利用

第6項 ごみ処理経費の推移

ごみ処理に係る経費の状況を表3-1-13、図3-1-16に示します。

2018（平成30）年度にて1人当たり経費は約17,000円/年、1t当たり経費は約57,000円であり、2014（平成26）年度から増加傾向にあります。

表3-1-13 処理経費の推移

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)
処理及び 維持管理費組合分担金（千円）	148,743	148,129	153,359	164,468	174,801	165,020	164,513
1人当たりの処理経費（円/人）	14,312	14,449	15,190	16,591	17,938	17,206	17,481
1t当たりの処理経費（円/t）	50,457	50,613	52,576	55,384	60,840	58,280	56,756

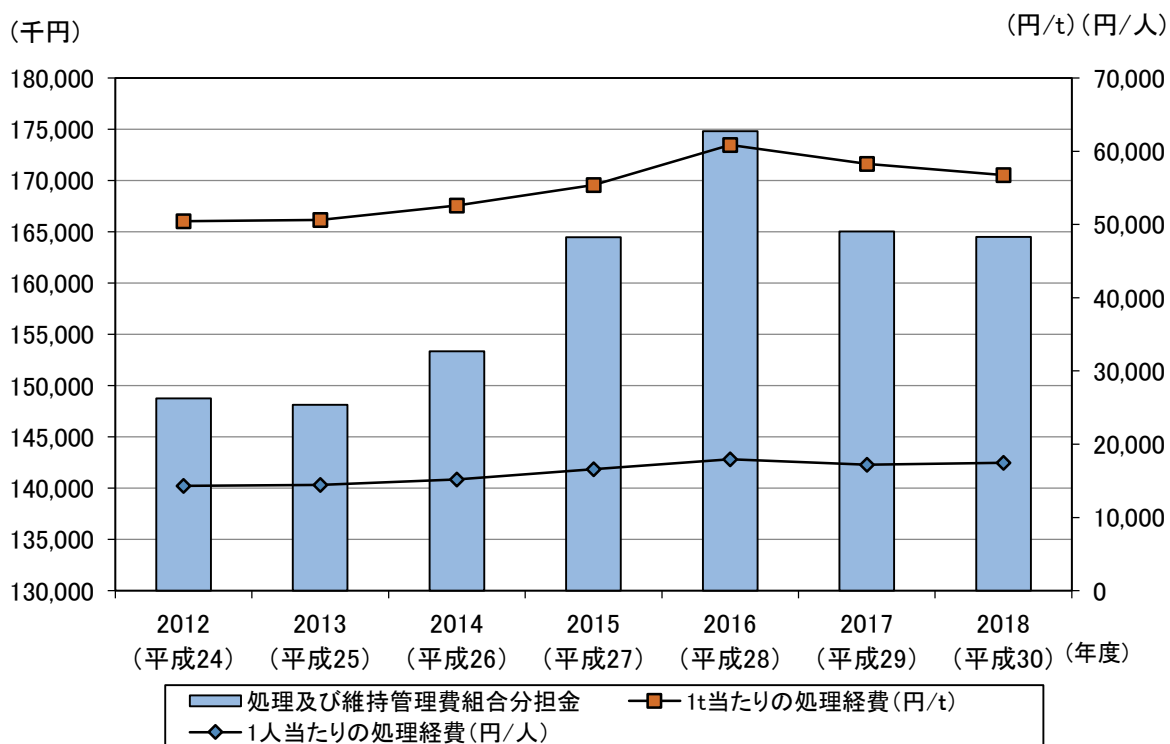


図3-1-16 処理経費の推移

第2節 ごみ処理の評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、本町の状況を類似規模市町村と比較した結果を図3-2-1に示します。

結果は指数で表示し、平均値の100より大きいほど良好な結果を示しています。数値は、表3-2-1に示します。

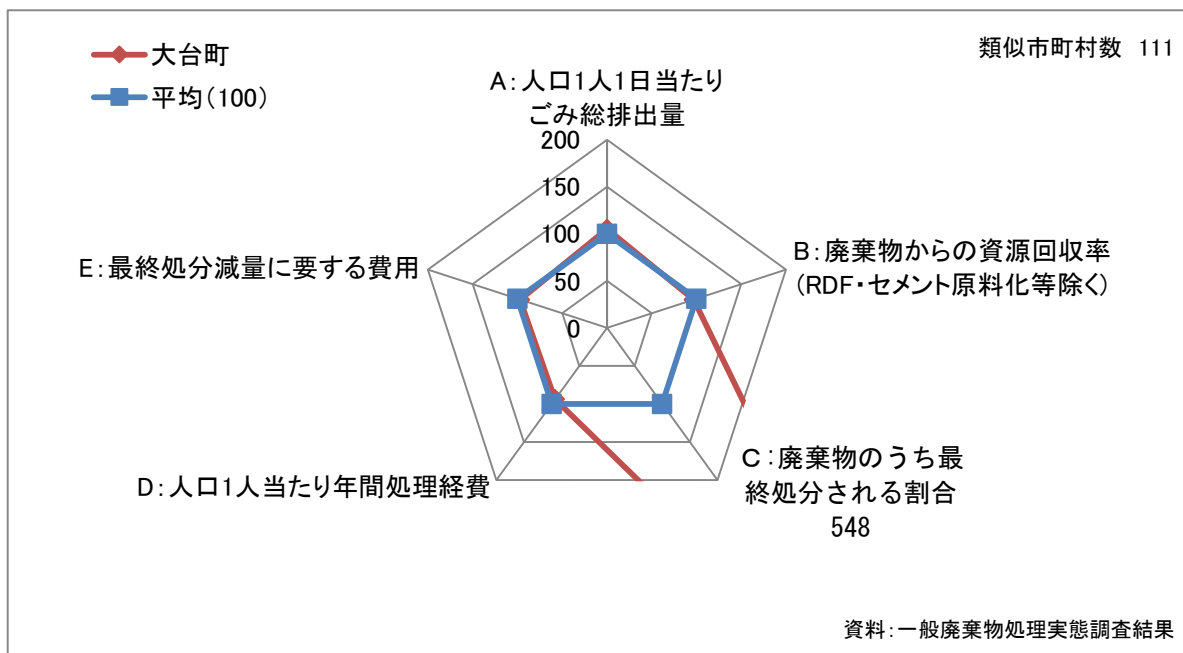


図3-2-1 本町と類似市町村との比較結果

表3-2-1 類似市町村との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たりごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均 (指数値)	932 (100)	17 (100)	10 (100)	16,659 (100)	52,182 (100)
大台町(指数値)	888 (105)	16 (97)	1.9 (548)	17,701 (94)	53,664 (97)
指数の見方	指数が大きいほどごみ排出量は少なくなる	指数が大きいほど資源回収率は高くなる	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

※最終処分減量に要する費用 = (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

第3節 ごみ処理の課題の整理

第1項 前計画目標達成状況

2008（平成20）年度を初年度とした前計画で定めた2020（令和2）年度目標値に対する達成状況及び施策の実施状況については、表3-2-2に示します。

表3-2-2 2018（平成30）年度目標達成状況

項目	単位	初年度	—	目標年度	評価
		2008 （平成20） 年度	2018 （平成30） 年度	2020 （令和2） 年度	
ごみ総排出量	t/年	3,272	3,176	2,003	×
資源化率	%	98%	97%	資源化の推進	—
リサイクル率	%	31%	24%	資源化の推進	—
最終処分率	%	1.2%	1.7%	—	—

第2項 国及び県との比較

2017（平成29）年度における1人1日当たりのごみ排出量、資源化率、リサイクル率、1人1日当たりの最終処分量を国、三重県、本町で比較したものを図3-3-1から図3-3-3に示します。

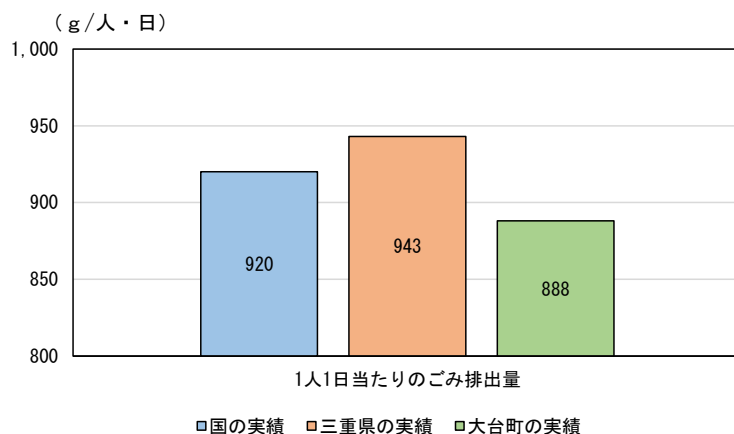


図3-3-1 国、三重県、本町の1人1日当たりのごみ排出量の比較（2017（平成29）年度）

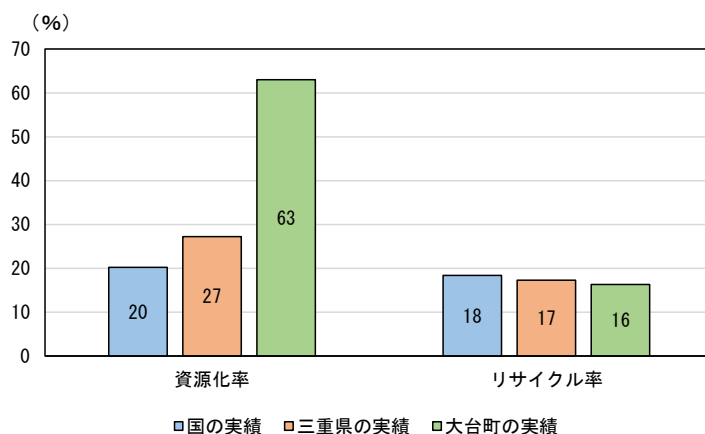


図3-3-2 国、三重県、本町の資源化率及びリサイクル率の比較（2017（平成29）年度）

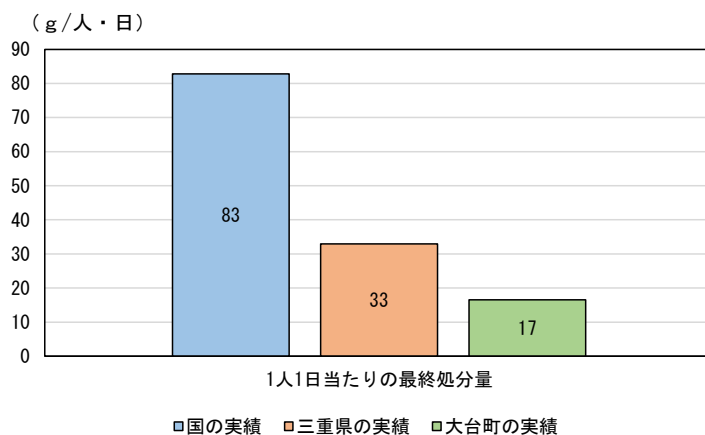


図3-3-3 国、三重県、本町の1人1日当たりの最終処分量の比較（2017（平成29）年度）

第3項 ごみ処理の課題の抽出

<p>1. 発生抑制に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">・本町の人口1人1日当たりのごみ排出量は、三重県内の平均と比較して低い数値にあります。本町のごみの排出量は横ばいで推移していますが、人口が減少していることから、1人1日当たりのごみは増加していることとなります。したがって、一人ひとりが排出するごみの減量化や分別に向けた努力が必要です。・事業系ごみについても、年々増加していることから、事業者自らによる減量化、再資源化の努力を計画的に進めるよう、指導強化や事業者独自の環境マネジメントシステムの導入などをさらに促進する必要があると考えられます。
<p>2. 資源化に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">・2019（令和元）年度より、プラスチック容器包装の分別収集が開始となりました。住民に対する分別の意識付けのための啓発活動の徹底が求められています。
<p>3. 収集運搬に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">・排出困難家庭への対応については、福祉施策との調整が必要です。・感染性廃棄物について、県や医師会・病院側と連携し、在宅医療廃棄物も含めて、衛生的に回収・処理されるシステムが必要です。・近年、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法が施行された中で、不法投棄対策の継続が必要です。
<p>4. 処理不適廃棄物に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">・プラスチック容器包装の分別を開始しましたが、可燃ごみの中に、資源ごみとして分別するものや不燃ごみなどが混入することが想定されます。なかには外国人の方が分別ルールを把握しないままごみを排出しているケースもあります。不適物の混入は、可燃ごみの収集や処理を進める上でも支障をきたすため、分別ルールの周知、多言語によるごみの分別ルールの周知が必要です。
<p>5. 中間処理に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">・2019（令和元）年8月より、民間事業所での焼却処理を行っています。ごみ処理経費削減のため、ごみ収集量の削減が求められます。
<p>6. 最終処分に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none">・最終処分量は、2012（平成24）年度から2018（平成30）年度の7年間では、334t、平均で48t/年です。全国的に見て、最終処分率は低くなっています。

7. 災害廃棄物に関する課題

- ・ 巨大な災害により膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性があります。これらは安全にかつ迅速に処理する必要がありますが、その際にも資源化を重視した処理が必要です。災害廃棄物処理基本計画に基づき、災害廃棄物の適正処理体制を整える必要があります。
- ・ 災害対策に関する協定について、県や近隣市町との協力体制を構築していますが、民間事業者との協力体制については、別途検討を行う必要があります。

第4節 ごみ処理行政の動向

第1項 国の方針及び県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。また、海洋プラスチックや食品ロス問題についても、世界的な潮流であることから、削減を推進していくこととしています。次に廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・県の計画などの経過を表3-4-1に示します。

表3-4-1 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・県の計画などの経過

年 月	関連する計画など
2001（平成13）年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
2003（平成15）年3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
2004（平成16）年3月	三重県廃棄物処理計画策定（県）
2005（平成17）年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
2005（平成17）年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
2008（平成20）年3月	第二次循環型社会形成推進基本計画改訂（国）
2010（平成22）年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
2011（平成23）年3月	三重県廃棄物処理計画策定（県）
2013（平成25）年5月	第三次循環型社会形成推進基本計画（国）
2016（平成28）年1月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（国）
2016（平成28）年3月	三重県廃棄物処理計画策定（県）
2018（平成30）年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画（国）

第2項 国・県の動向及び達成目標

1. 国の動向及び達成目標

(1) 基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下基本方針）を定めています。この方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを示しています。

基本方針の数値目標を表3-4-2に示します。

表3-4-2 基本方針の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	2012（平成24）年度に対し、2020（令和2）年度において約12%削減（家庭系ごみ500g/人・日）
再資源化率	2012（平成24）年度の21%に対し、2020（令和2）年度において約27%まで引き上げ
最終処分量	2012（平成24）年度に対し、2020（令和2）年度において約14%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）は、第三次循環型推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、経済的側面や社会的側面の向上を図ることとし、7つの方向性を示しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を表3-4-3に示します。

7つの方向性

- ①「持続可能な社会づくりとの統合的取組」
- ②「地域循環共生圏による地域の活性化」
- ③「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」
- ④「適正処理の推進と環境再生」
- ⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」
- ⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」
- ⑦「循環分野における基盤整備」

表 3-4-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

項 目	目 標
一人一日当たりのごみ排出量	2025（令和7）年度に約850g/人・日
一人一日当たりの家庭系ごみ※排出量	2025（令和7）年度に約440g/人・日

※：家庭系ごみ＝生活系ごみ-集団回収量-資源ごみ-直接搬入ごみのうち資源として利用されているもの

2. 県の動向及び達成目標

三重県では、循環型社会の構築に向け、廃棄物の3Rと適正処理を推進していくための計画として、三重県廃棄物処理計画（2016（平成28）年）を策定しました。この計画は、2020（令和2）年度を目標年度とし、「県民1人当たりの一般廃棄物の排出量936グラム以下」を目指しています。県の数値目標を表3-4-4に示します。

表 3-4-4 三重県廃棄物処理計画の数値目標

項 目	目 標
1人1日当たりのごみ排出量	2020（令和2）年度に936g/人・日

第5節 ごみ処理基本方針の策定

第1項 ごみ発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを図3-5-1に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

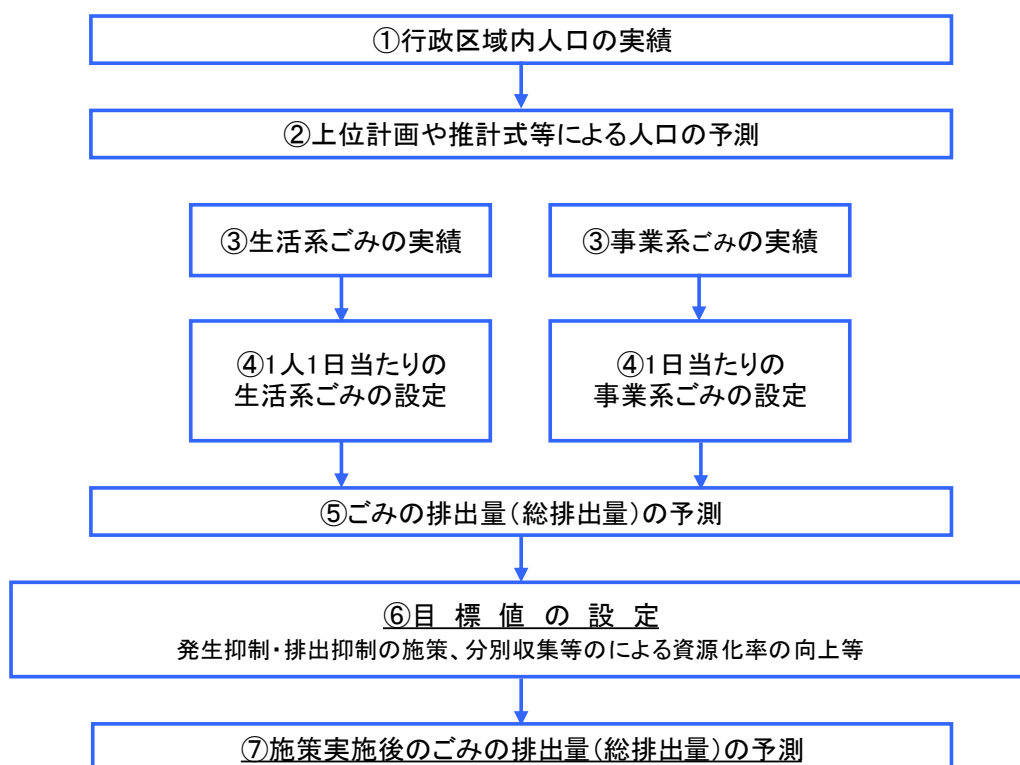
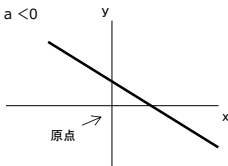
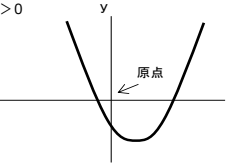
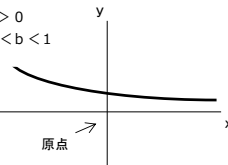
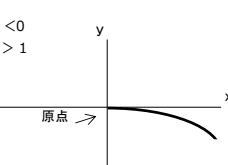
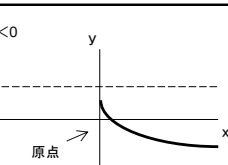
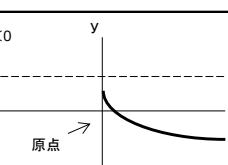
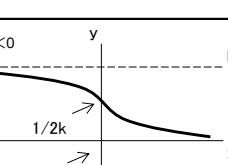


図3-5-1 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の過去7年間の実績を整理します。
- ② 推計式により、将来の人口を予測します。
- ③ 生活系ごみ量、事業系ごみ量の過去7年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの生活系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量を、推計式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの生活系及び事業系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないで再利用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を算出します。

④で用いる推計式表 3-5-1 に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 3-5-1 将来予測に用いる推計式

推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$	$a < 0$ 	最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	$a > 0$ 	放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a^x \cdot b$	$a > 0$ $0 < b < 1$ 	年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$	$a < 0$ $b > 1$ 	年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{a-bx})$	$b < 0$ 	最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a、b、c=実績値から定められる係数

1. 行政区域内人口の予測

1) 人口の予測

表3-5-2、図3-5-2に2009（平成21）年から2018（平成30）年の人口実績より、2019（令和元）年以降の推計人口を示します。本町では、人口ビジョンにて将来の人口を予測しています。本計画では、この人口ビジョンでの予測を採用値とします。

表3-5-2 人口の推計

年度 (西暦)	実績値	推計値							人口ビジョン ○	採用値
		①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤ルート式	⑥対数式	⑦ロジスティック式		
2012	10,333									
2013	10,223									
2014	10,058									
2015	9,894									
2016	9,721									
2017	9,574									
2018	9,385									
2019		9,244	9,017	9,258	9,291	9,262	9,279	9,154	9,107	9,107
2020		9,084	8,683	9,110	9,164	9,114	9,142	8,925	8,829	8,829
2021		8,924	8,310	8,963	9,042	8,968	9,010	8,681	8,692	8,692
2022		8,764	7,898	8,819	8,925	8,825	8,882	8,422	8,554	8,554
2023		8,604	7,447	8,677	8,813	8,684	8,758	8,147	8,417	8,417
2024		8,444	6,957	8,538	8,706	8,545	8,637	7,858	8,279	8,279
2025		8,284	6,427	8,400	8,603	8,407	8,519	7,555	8,142	8,142
2026		8,124	5,859	8,265	8,504	8,272	8,404	7,241	8,019	8,019
2027		7,964	5,252	8,132	8,408	8,138	8,293	6,917	7,896	7,896
2028		7,804	4,606	8,001	8,316	8,006	8,184	6,585	7,772	7,772
2029		7,645	3,920	7,873	8,227	7,876	8,078	6,246	7,649	7,649
2030		7,485	3,196	7,746	8,141	7,747	7,975	5,904	7,526	7,526
2031		7,325	2,433	7,622	8,058	7,620	7,874	5,561	7,427	7,427
2032		7,165	1,630	7,499	7,978	7,494	7,775	5,219	7,328	7,328
2033		7,005	789	7,378	7,901	7,370	7,678	4,880	7,230	7,230
2034		6,845	-92	7,260	7,825	7,247	7,584	4,547	7,131	7,131
2035		6,685	-1,011	7,143	7,752	7,125	7,491	4,223	7,032	7,032
2036		6,525	-1,970	7,028	7,682	7,005	7,401	3,908	6,941	6,941
2037		6,365	-2,968	6,915	7,613	6,886	7,313	3,606	6,849	6,849
2038		6,205	-4,004	6,804	7,547	6,768	7,226	3,316	6,758	6,758
2039		6,045	-5,080	6,695	7,482	6,651	7,141	3,041	6,666	6,666
備考	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a+b\cdot x+c\cdot x^2$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \sqrt{x}$	$y=a+b\cdot \log x$	$y=k/(1+a\cdot e^{-bx})$		
	定数 a	14203.03571	1.81638	15304.17449	41396.09314	18497.64630	24027.22665	0.00609		
	定数 b	-159.96429	895.99155	0.98392	-0.43509	-1658.83819	-9889.21670	-0.11997		
	定数 c		-19.52230							
	収束値 k							11,452		
	相関係数	0.99855	0.98518	0.99786	0.99552	0.99774	0.99667	0.99881		
	相関順位	2	7	3	6	4	5	1		
	数値順位	5	7	3	1	4	2	6		

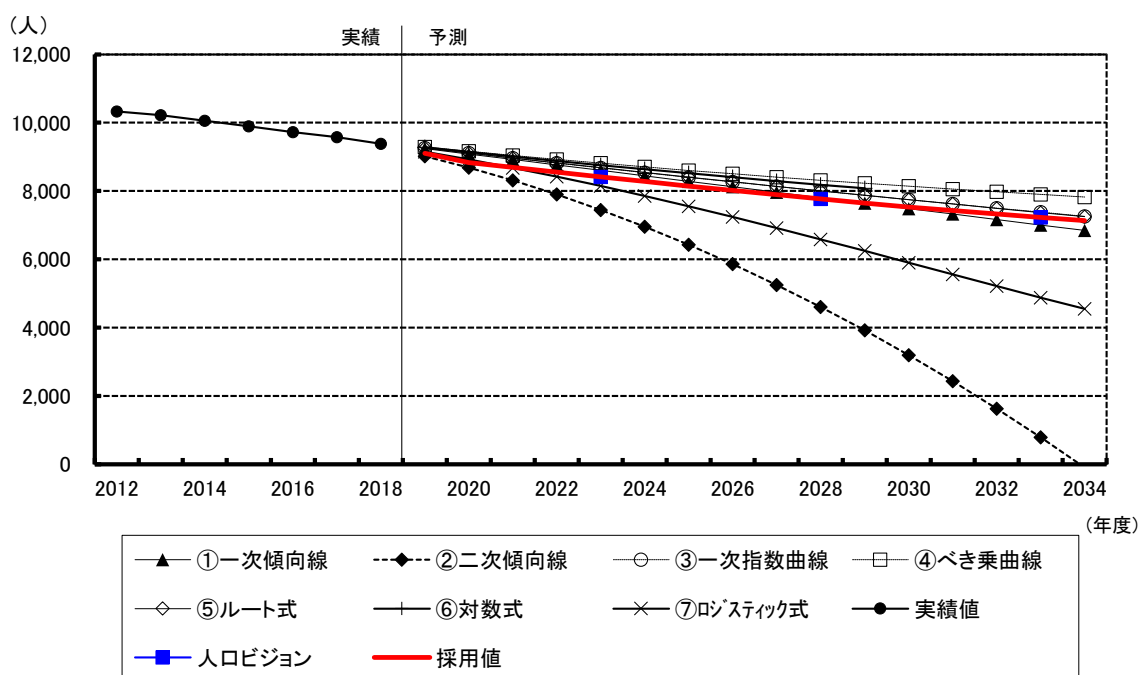


図3-5-2 人口の推計

2. ごみ排出量の予測

1) 生活系ごみ

表3-5-3、図3-5-3に2012（平成24）年から2018（平成30）年の一人一日当たりの生活系ごみ排出実績より2019（令和元）年以降の排出量推計を示します。推計結果より、最も数値順位の高かったもの、低かったものを除いた結果、相関順位が最も高い結果となる、対数式を採用値としました。

表3-5-3 生活系ごみ排出量の推計

年度 (西暦)	採用 データ	実績値	推計値							採用値
			①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤ルート式	⑥対数式	⑦ロジスティック式	
2012	○	639.5								
2013	○	635.5								
2014	○	646.9								
2015	○	645.7								
2016	○	639.3								
2017	○	644.4								
2018		676.4								
2019			646	631	646	646	646	646	646	646
2020			647	623	647	647	647	647	647	647
2021			648	614	648	648	648	648	648	648
2022			649	603	649	649	649	649	649	649
2023			650	590	650	649	650	649	650	649
2024			651	575	651	650	651	650	651	650
2025			652	558	652	651	652	651	652	651
2026			653	540	653	652	652	652	652	652
2027			654	520	654	652	653	652	652	652
2028			655	498	655	653	654	653	653	653
2029			656	475	656	654	655	654	655	654
2030			657	449	657	654	656	654	656	654
2031			658	422	659	655	656	655	657	655
2032			659	393	660	656	657	655	658	655
2033			660	363	661	656	658	656	659	656
2034			661	330	662	657	659	657	660	657
備考	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a+b\cdot x+c\cdot x^2$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \sqrt{x}$	$y=a+b\cdot \log x$	$y=k/(1+a\cdot e^{-bx})$		
	定数 a	615.50168	0.00745	615.96175	559.73034	588.73342	554.19430	0.21374		
	定数 b	0.99481	47.60651	1.00155	0.04180	10.32640	61.63773	0.01115		
	定数 c		-0.87883							
	収束値 k							744		
	相関係数	0.41820	0.48187	0.41788	0.42552	0.42205	0.42583	0.41986		
	相関順位	6	1	7	3	4	2	5		
	数値順位	2	7	1	5	4	5	3		

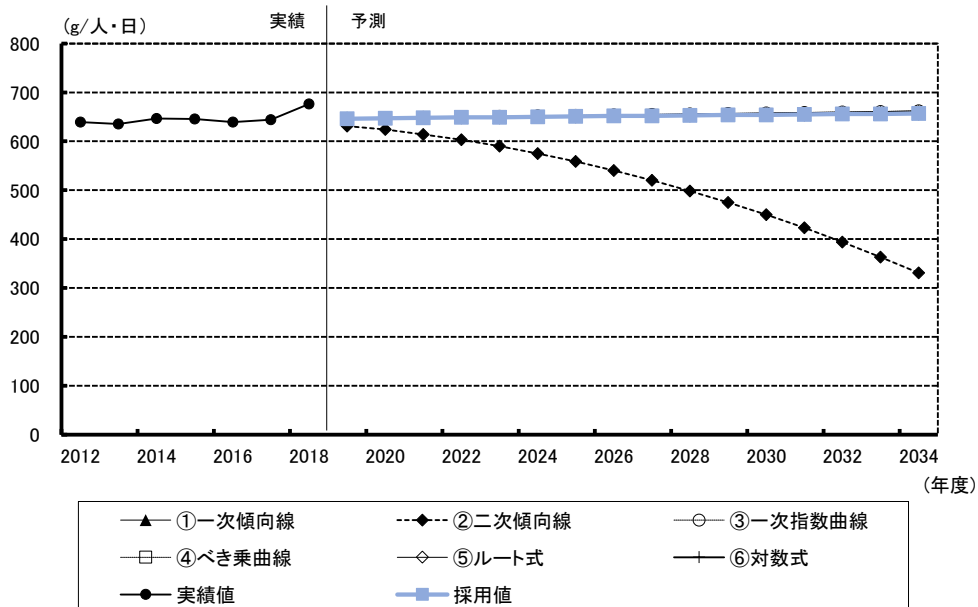


図3-5-3 生活系ごみ排出量の推計

2) 事業系ごみ

表3-5-4、図3-5-4に2012（平成24）年から2018（平成30）年の一人一日当たりの事業系ごみ排出実績より2019（令和元）年以降の排出量推計を示します。推計結果より、最も数値順位の高かったもの、低かったものを除いた結果、相関順位が最も高い結果となる、対数式を採用値としました。

表3-5-4 事業系ごみ排出量の推計

年度 (西暦)	採用 データ	実績値	推計値							採用値
			①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤ルート式	⑥対数式	⑦ロジスティック式	
2012		99.0								
2013		104.8								
2014		106.3								
2015		136.1								
2016	○	150.5								
2017	○	155.2								
2018	○	158.4								
2019			163	162	163	162	162	162	161	162
2020			166	166	167	166	166	166	164	166
2021			170	170	171	170	170	169	166	169
2022			174	173	176	174	174	173	167	173
2023			178	176	180	178	177	176	169	176
2024			182	180	185	181	181	179	170	179
2025			186	183	190	185	184	182	171	182
2026			190	186	194	189	188	186	171	186
2027			194	189	199	192	191	188	172	188
2028			198	192	205	196	194	191	172	191
2029			202	195	210	200	198	194	173	194
2030			206	197	215	203	201	197	173	197
2031			210	200	221	207	204	200	173	200
2032			214	202	226	210	207	202	173	202
2033			217	205	232	214	211	205	174	205
2034			221	207	238	217	214	207	174	207
備考	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$		
	定数 a	40.83815	-0.00018	73.98159	12.89790	-73.06174	-228.83098	89.31611		
	定数 b	3.92549	6.75210	1.02575	0.73779	42.29428	262.27711	0.22675		
	定数 c		-0.04887							
	収束値 k							174		
	相関係数	0.99419	0.99494	0.99337	0.99446	0.99471	0.99521	0.99837		
	相関順位	6	3	7	5	4	2	1		
	数値順位	2	5	1	3	4	5	7		

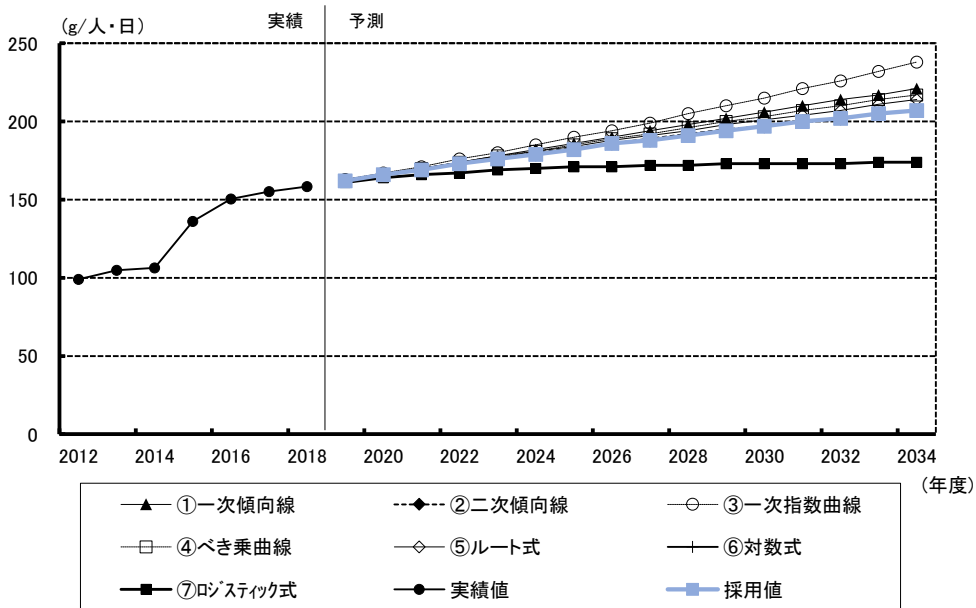


図3-5-4 事業系ごみ排出量の推計

3) 再生資源集団回収

表3-5-5、図3-5-5に2012（平成24）年から2018（平成30）年の一人一日当たりの再生資源集団回収実績より2019（令和元）年以降の排出量推計を示します。推計結果より、最も数値順位の高かったもの、低かったものを除いた結果、相関順位が最も高い結果となる、一次指数曲線を採用値としました。

表3-5-5 再生資源集団回収量の推計

年度 (西暦)	採用 データ	実績値	推計値							採用値
			①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤ルート式	⑥対数式	⑦ロジスティック式	
2012		115.5								
2013		109.4								
2014		108.0								
2015		110.8								
2016	○	96.6								
2017	○	90.0								
2018	○	89.4								
2019			85	84	85	85	85	85	85	85
2020			81	79	82	82	81	82	80	82
2021			78	74	79	79	78	78	76	79
2022			74	69	76	77	75	75	71	76
2023			70	62	73	74	71	72	67	73
2024			67	56	70	72	68	69	62	70
2025			63	49	67	70	65	66	58	67
2026			60	41	65	68	62	64	53	65
2027			56	33	62	66	59	61	49	62
2028			52	25	60	64	56	58	44	60
2029			49	16	58	62	52	56	40	58
2030			45	7	56	61	49	53	36	56
2031			42	-3	53	59	46	51	33	53
2032			38	-14	51	57	44	48	29	51
2033			34	-24	50	56	41	46	26	50
2034			31	-36	48	55	38	44	23	48
備考	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
	定数 a	196.38202	0.00087	282.49153	4090.19630	301.19537	444.93375	0.00570		
	定数 b	-3.59866	9.91768	0.96204	-1.12714	-38.84660	-241.35329	-0.14479		
	定数 c		-0.23239							
	収束値 k								127	
	相関係数	0.89800	0.88080	0.90286	0.90712	0.90018	0.90234	0.88959		
	相関順位	5	7	2	1	4	3	6		
	数値順位	5	7	2	1	4	3	6		

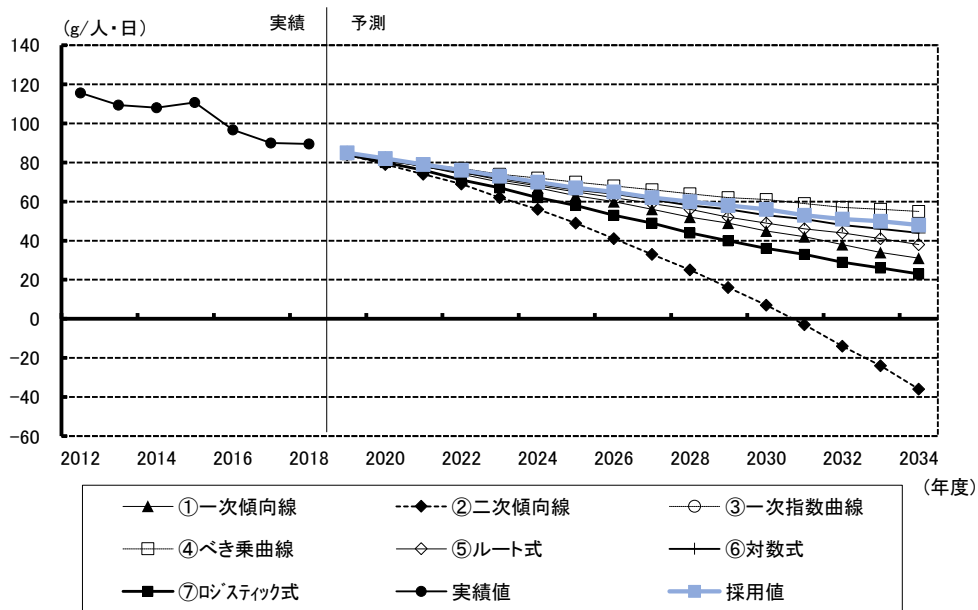


図3-5-5 再生資源集団回収量の推計

3. 種類別ごみ排出量の予測

1) 生活系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の生活系ごみの見通しを図3-5-6に示します。中間目標である2028（令和10）年度は2,022t、目標年度である2034（令和16）年度は1,835tと減少傾向で推移すると見込まれます。

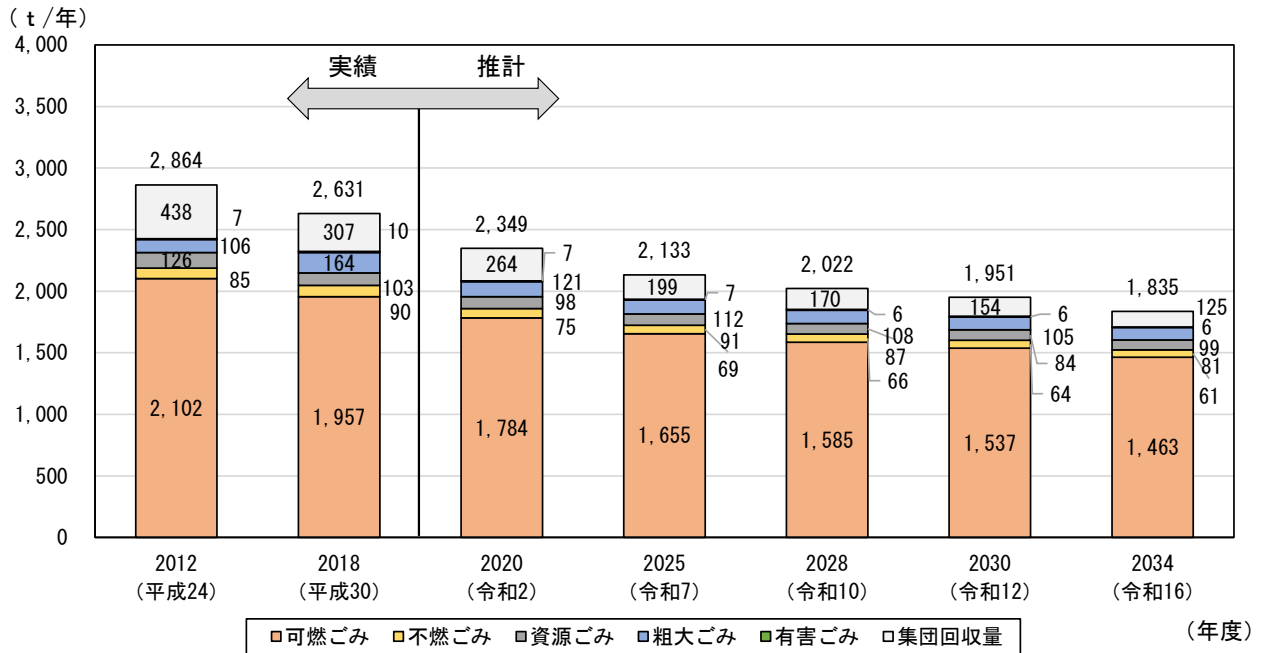


図3-5-6 生活系ごみの見通し

2) 事業系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の事業系ごみの見通しを図3-5-7に示します。中間目標年度である2028（令和10）年度に542t、目標年度である2034（令和16）年度は538tが見込まれます。

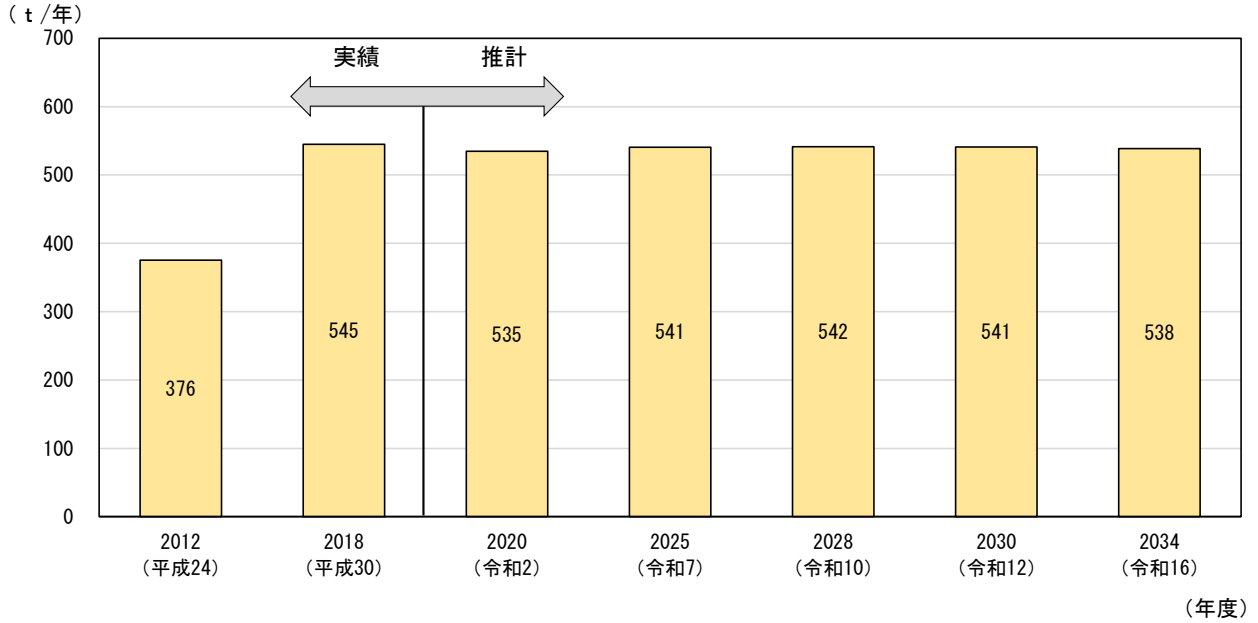


図3-5-7 事業系ごみ排出量の見通し

3) ごみ排出量の見通し

生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収による資源ごみを合わせた排出量の見通しを表3-5-5、図3-5-8に示します。中間目標である2028（令和10）年度は2,564t、目標年度である2034（令和16）年度は2,373tとなり、減少すると見込まれます。

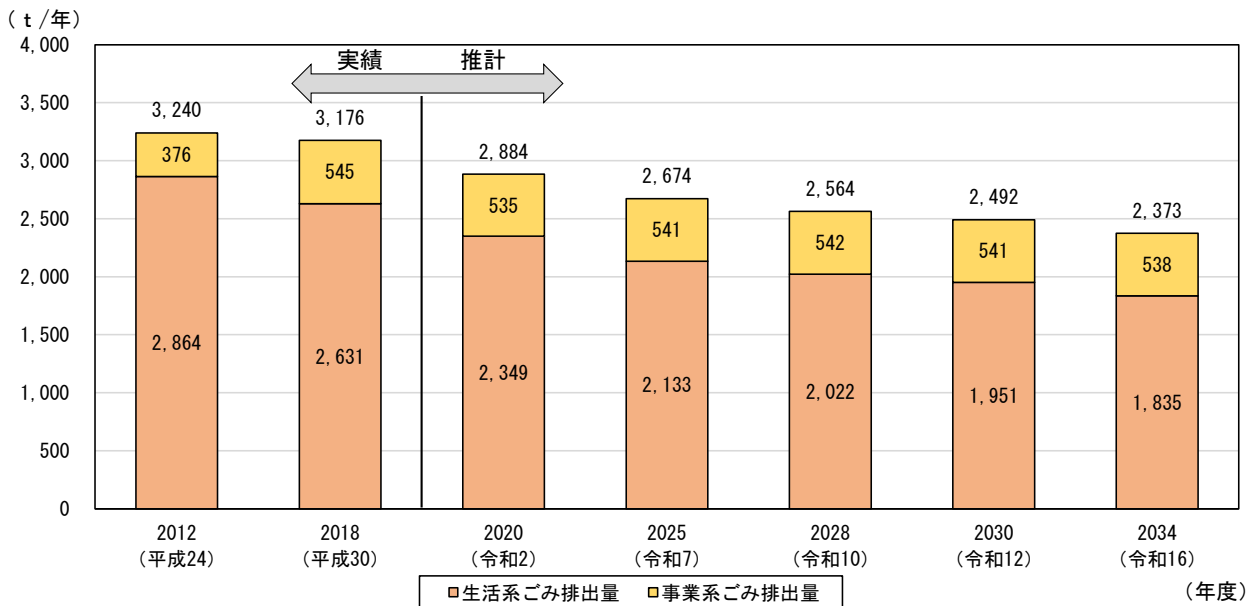


図3-5-8 ごみ排出量の見通し

表3-5-5 ごみ排出量の見通し（現状の見通しでの推移）

	単位	実績		中間目標	目標
		2012	2018	2028	2034
年間日数	日	365	365	365	365
人口	人	10,393	9,411	7,772	7,131
ごみ排出量	t/年	3,239	3,176	2,565	2,375
生活系ごみ排出量	t/年	2,864	2,631	2,022	1,835
可燃ごみ	t/年	2,102	1,957	1,585	1,463
不燃ごみ	t/年	85	90	66	61
資源ごみ	t/年	126	103	87	81
粗大ごみ	t/年	106	164	108	99
有害ごみ	t/年	7	10	6	6
集団回収量	t/年	438	307	170	125
事業系ごみ	t/年	375	545	542	539
可燃ごみ	t/年	367	534	531	528
不燃ごみ	t/年	0	1	0	0
資源ごみ	t/年	8	10	10	10
有害ごみ	t/年	0	1	1	1
1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	854	924	904	912
可燃ごみ	g/人・日	651	725	746	765
不燃ごみ	g/人・日	22	26	24	24
資源ごみ	g/人・日	35	33	34	35
粗大ごみ	g/人・日	28	48	38	38
有害ごみ	g/人・日	2	3	2	2
集団回収量	g/人・日	116	89	60	48
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	755	766	713	705
可燃ごみ	g/人・日	554	570	559	562
不燃ごみ	g/人・日	22	26	23	24
資源ごみ	g/人・日	33	30	31	31
粗大ごみ	g/人・日	28	48	38	38
有害ごみ	g/人・日	2	3	2	2
集団回収量	g/人・日	116	89	60	48
(資源ごみを除く生活系ごみ排出量)	g/人・日	606	647	622	626
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	g/人・日	99	158	191	207
可燃ごみ	g/人・日	97	155	187	203
不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	2	3	3	4
有害ごみ	g/人・日	0	0	0	0
リサイクル量	t/年	126	103	87	81
リサイクル率(資源ごみ/排出量)	%	28	24	17	16

4. 国及び県の達成目標との比較

表3-5-6に、ごみの総排出量等の国及び県の目標値と本町の2018（平成30）年度実績値並びに将来の見込み量についての比較を示します。

国及び県の目標値と2018（平成30）年度の本町の実績及び2028（令和10）、2034（令和16）年度の見込み値を比較すると、2028（令和10）、2034（令和16）年度の総排出量を除くすべての項目において、目標未達成・目標達成困難な状況であると言えます。

表3-5-6 国及び県の目標との比較（現状の見通しでの推移）

		廃棄物処理法 に基づく 基本方針 ※1	第4次 循環型社会 形成推進 基本計画 ※2	三重県廃棄物 処理計画 (H28年3月) ※3	大台町			備考
					実績値	見込み		
						中間目標年度	目標年度	
						2028	2034	
2020	2025	2020	2018	2028	2034	2012		
総排出量	t/年	2,850	-	2,925	3,176	2,565	2,375	3,239
1人1日当たりの排出量	g/人日	-	850	-	924	904	912	-
1人1日当たりの生活系ごみ量 (資源除く)	g/人日	500	440	-	647	622	626	606
リサイクル率 ※4	%	34	-	-	24	-	-	28
最終処分量	t/年	34	-	-	54	-	-	39

※□は未達成

- ※1における総排出量 = 平成24年度の約12%減 (3,239×0.88=2,850)
- ※1における最終処分量 = 平成24年度の約14%減 (39×0.86=34)
- ※2における1人1日当たりの総排出量 数値目標850g/人日
- ※2における1人1日当たりの生活系排出量 数値目標440g/人日
- ※3における総排出量 = 平成25年度の約8%減 (3,179×0.92=2,925)
- ※4リサイクル目標については、廃棄物処理法に基づく基本方針の目標年度が2020年度であることから、現状を向上させていくこととします。

第2項 目標の設定

国及び県のごみ減量化・再資源化目標を踏まえた上で、本計画に示す様々な取り組みを推進することにより次に示す数値目標の達成を目指します。

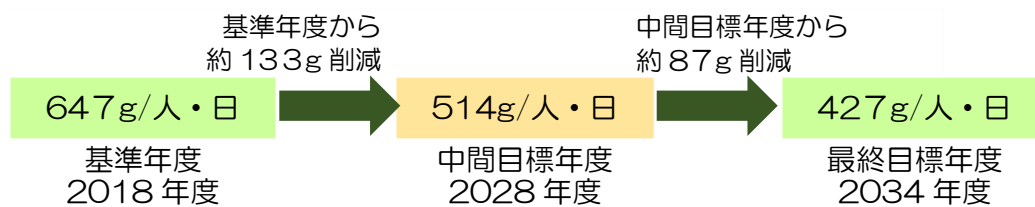
目標年度：2034（令和16）年度

2034（令和16）年度までに、1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く場合）を2018（平成30）年度比で約220g削減を目指します。

中間目標年度及び最終目標年度の削減の推移を以下に示します。

減量化目標

指標：1人1日当たりの生活系ごみ排出量（g/人・日）（資源物等の資源除く）



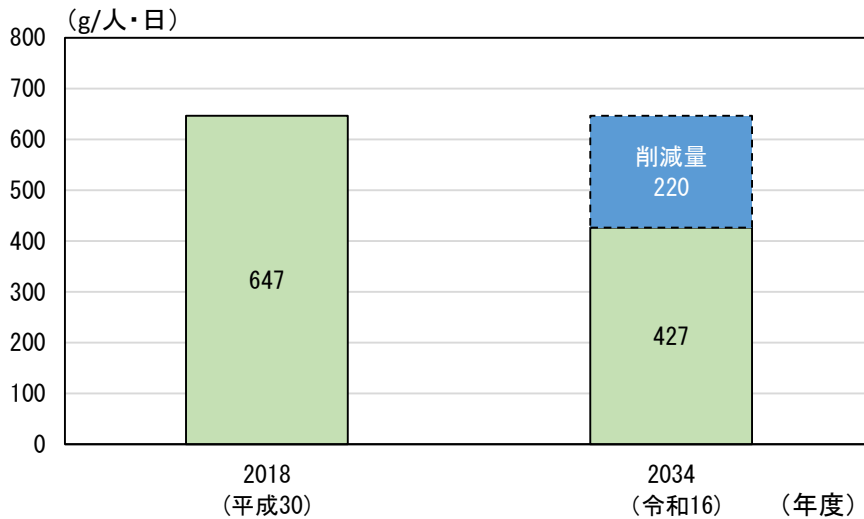


図 3-5-9 生活系ごみの削減量の内訳

表 3-5-7 に、ごみの総排出量等の国及び県の目標値と本町の 2018（平成 30）年度実績値並びに目標を達成した場合の比較を示します。

本町では、2019（令和元）年度より、プラスチック容器包装の資源回収を開始しているため、これまで、可燃ごみに含まれていたプラスチック類のごみが大きく減少すると考えられます。

表 3-5-7 国及び県の目標との比較（目標達成時の推移）

		廃棄物処理法 に基づく 基本方針 ※1	第4次 循環型社会 形成推進 基本計画 ※2	三重県廃棄物 処理計画 (H28年3月) ※3	大台町			備考
					実績値	見込み		
						2018	中間目標年度 2028	
総排出量	t/年	2,850	-	2,925	3,176	2,419	2,082	3,239
1人1日当たりの排出量	g/人日	-	850	-	924	852	800	-
1人1日当たりの生活系ごみ量 (資源除く)	g/人日	500	440	-	647	514	427	606
リサイクル率 ※4	%	34	-	-	24	-	-	28
最終処分量	t/年	34	-	-	54	-	-	39

※□は未達成

※1における総排出量 = 平成24年度の約12%減 (3,239×0.88=2,850)
 ※1における最終処分量 = 平成24年度の約14%減 (39×0.86=34)
 ※2における1人1日当たりの総排出量 数値目標850g/人日
 ※2における1人1日当たりの生活系排出量 数値目標440g/人日
 ※3における総排出量 = 平成25年度の約8%減 (3,179×0.92=2,925)
 ※4 リサイクル目標については、廃棄物処理法に基づく基本方針の目標年度が2020年度であることから、現状を向上させていくこととします。

表3-5-8 ごみ排出量の見通し（目標達成時の推移）

	単位	実績		中間目標	目標
		2012	2018	2028	2034
年間日数	日	365	365	365	365
人口	人	10,393	9,411	7,772	7,131
ごみ排出量	t/年	3,239	3,176	2,419	2,082
生活系ごみ排出量	t/年	2,864	2,631	1,877	1,543
可燃ごみ	t/年	2,102	1,957	1,240	910
不燃ごみ	t/年	85	90	74	69
資源ごみ	t/年	126	103	165	200
粗大ごみ	t/年	106	164	135	124
有害ごみ	t/年	7	10	8	7
集団回収量	t/年	438	307	254	233
事業系ごみ	t/年	375	545	542	539
可燃ごみ	t/年	367	534	531	528
不燃ごみ	t/年	0	1	0	0
資源ごみ	t/年	8	10	10	10
有害ごみ	t/年	0	1	1	1
1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	854	924	852	800
可燃ごみ	g/人・日	651	725	625	553
不燃ごみ	g/人・日	22	26	26	26
資源ごみ	g/人・日	35	33	62	81
粗大ごみ	g/人・日	28	48	48	48
有害ごみ	g/人・日	2	3	3	3
集団回収量	g/人・日	116	89	89	89
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	755	766	661	593
可燃ごみ	g/人・日	554	570	437	350
不燃ごみ	g/人・日	22	26	26	26
資源ごみ	g/人・日	33	30	58	77
粗大ごみ	g/人・日	28	48	48	48
有害ごみ	g/人・日	2	3	3	3
集団回収量	g/人・日	116	89	89	89
（資源ごみを除く生活系ごみ排出量）	g/人・日	606	647	514	427
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	g/人・日	99	158	191	207
可燃ごみ	g/人・日	97	155	187	203
不燃ごみ	g/人・日	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	2	3	3	4
有害ごみ	g/人・日	0	0	0	0
リサイクル量	t/年	126	103	165	200
リサイクル率（資源ごみ/排出量）	%	28	24	27	31

第3項 ごみ処理基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。また、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。

そこで、廃棄物をめぐる社会状況の変化等を十分に考慮して、本町におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

リデュース（廃棄物の発生抑制）の積極的な推進を図り、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）についても取り組むことで、住民、事業者が参加しやすい循環型社会の形成を目指します。

基本方針Ⅱ：循環型社会づくりの推進

循環型社会づくりのためには、町民・事業者・町のそれぞれが協働してごみの減量、資源の有効利用、適正処理を進める必要があります。ごみや環境に配慮した生活及び事業活動の推進を図ります。

基本方針Ⅲ：適正な処理・処分

住民・事業者に一層の分別に協力を求め、効率・効果的な分別区分、排出方法、収集体制を検討していきます。

処理・処分においては、ごみの減量化・再資源化を促進し、環境に配慮した適正な処理体制の整備に努めるとともに、安定したごみ処理が図れるよう香肌奥伊勢資源化広域連合及び構成町と協議していきます。また、既存の民間ルートでの減量化、資源化のほか、民間事業者の新たなリサイクル技術を活用し、再資源化や適正処理を進めます。

第4項 ごみ発生・排出抑制の施策

1. 施策の体系

3つの基本方針を実現するため、本町が進める具体的な施策は図3-5-9に示します。

さらに、循環型社会づくりを推進するため、本町では、ごみの排出量の目標を次のとおりとします。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針Ⅰ： 3R（リデュース、リユース、 リサイクル）の推進	(1) 適正排出しやすい環境づくり
	(2) マイバックの活用とレジ袋の削減
	(3) 生ごみ減量化の推進
	(4) リサイクル教育の実施
	(5) 事業者等への指導
	(6) ごみの分別、排出及び再資源化の啓発
	(7) 資源ごみの分別収集の推進
基本方針Ⅱ： 循環型社会づくりの推進	(1) 情報提供と普及啓発
	(2) 食品ロス削減の推進
	(3) 環境教育の推進
	(4) 収集運搬体制の見直し
基本計画Ⅲ： 適正な処理・処分	(1) 適正な処理・処分の実施
	(2) 事業者等への指導
	(3) 適正処理困難物対策
	(4) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備

図3-5-9 施策体系

2. 各種施策の説明

基本方針に基づく主な施策について、具体的な内容を表3-5-8（1）、表3-5-8（2）、表3-5-8（3）に示します。

表3-5-8（1） 基本方針Ⅰ

基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	
（1）	適正排出しやすい環境づくり 分別の徹底を図るため、町の広報紙やHPでごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行います。
（2）	マイバックの活用とレジ袋の削減 収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバックを活用することでレジ袋の使用を減らします。また、過剰包装を断り、容器包装ごみの発生を抑制します。
（3）	生ごみの減量化の推進 生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機の普及、衣装ケースを使用した生ごみの堆肥化を推進します。
（4）	リサイクル教育の実施 学校では、社会科や総合的な学習での環境教育の一環として、リサイクル教育を実施していきます。その際、家庭との連携を図りながら、リサイクルを実践する力を育てていきます。 また、地域社会においても、自治会や子ども会などの社会教育の分野でも取り組んでいきます。公民館などの活動では、出前教室等を実施していきます。
（5）	事業者等への指導 事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。また、多量にごみを排出する事業者や小売店等に対しては、ごみの減量、簡易包装の実施、レジ袋の削減等の指導を行います。
（6）	ごみの分別、排出及び再資源化の啓発 ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。
（7）	資源ごみの分別収集の推進 資源ごみの分別収集については、引き続き分別収集、適正処理に努めるとともに、店頭回収も併せて推進します。

表3-5-8 (2) 基本方針Ⅱ

基本方針Ⅱ：循環型社会づくりの推進	
(1)	<p>情報提供と普及啓発</p> <p>3Rの推進には、町民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要であることから、町民・事業者に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。</p>
(2)	<p>食品ロス削減の推進</p> <p>学校などにおける食育活動を通じて、食品ロスについての知識を高め、食品ロスの削減を推進します。また、飲食店においても、食品ロスを削減する取り組みを行うよう、啓発を行います。</p>
(3)	<p>環境教育の推進</p> <p>学校などの教育の場にて、環境資源を大切に作る心を育みます。また、希少金属など有用な資源の有限性や資源循環の必要性について理解を深め、行動してもらうため環境教育を推進します。</p>
(4)	<p>収集運搬体制の見直し</p> <p>ごみ収集の効率性などを踏まえた体制を継続します。本計画に基づく取り組みの効果及び町民の要望を踏まえ、効果的に回収できる収集経路、収集方法、収集回数を検討します。</p>

食品ロスの削減へ

食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、日本での食品ロスは、年間646万t*に上っています。これを1人あたりに換算すると、毎日お茶碗1杯分(約139g*)のご飯の量を捨てていることとなります。

家庭からの食品ロスの原因は主に、直接廃棄(買いすぎや長持ちしない保存方法により、調理されずに捨てられるもの)、食べ残し(作りすぎや好き嫌いにより、食べずに捨てられるもの)、過剰除去(調理技術の不足や過度な健康志向により、可食部が過剰に捨てられるもの)の3つが挙げられ、いずれも日常生活のちょっとした配慮で減らすことができます。

※消費者庁より

食品ロスを減らす取り組みと内容

・3010運動

「宴会の開始30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもので、宴会等の食事の席で余りがちな食品を残さず食べようという取り組みです。2011(平成23)年に提唱され、全国に広がっています。

<その他取り組みの例>

- ・飲食店・宿泊施設
 - 小盛、ハーフサイズメニューの設定
 - 来店者からの要望に応じた量の調整
 - 食べ残し削減の呼びかけ
 - 特典の付与(例:食べきった来店者にポイント付与等)
 - 食品廃棄物のリサイクル
 - ポスター等の掲示による啓発活動の実施
 - その他食べ残しを減らすための取り組み
- ・食品小売店
 - 賞味期限が迫った商品の値引き・加工販売
 - 賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけ
 - 閉店間際における値引き販売
 - 量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
 - 食品廃棄物のリサイクル
 - その他食材を使い切るための取り組み
 - その他食べ残しを減らすための取り組み

表3-5-8 (3) 基本方針Ⅲ

基本方針Ⅲ：適正な処理・処分	
(1)	<p>適正な処理・処分の実施</p> <p>住民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分します。事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理にするとともに、その処理に関する技術開発に努めるよう、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ります。</p>
(2)	<p>事業者等への指導</p> <p>事業者が一般廃棄物を排出する場合は、廃棄物処理法第3条による事業者責任を明確にするとともに、排出する際は、生活系ごみの分別区分、収集ルールに従い、自ら処理施設に直接搬入するよう指導を行います。</p>
(3)	<p>適正処理困難物対策</p> <p>分別されたごみの中には、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障をきたすものが混入しているため、継続的に分別ルールを周知します。</p> <p>また、家電リサイクル法で定められている特定家電品や、廃タイヤ、消火器、バッテリーなど資源化プラザで適正な処理ができないごみに関しては、購入店で引き取ってもらうなど処理方法を今後も周知徹底していきます。</p>
(4)	<p>災害時などにおけるごみ処理体制の整備</p> <p>災害時には大量の災害廃棄物が発生します。被災地の環境衛生を保全するため、「大台町地域防災計画（2019（平成31）年3月）」に基づき迅速かつ適正に対応を図ります。</p>

第5項 主体別の取り組み

表3-5-9 主体別取り組み一覧

取り組み内容	
町民の役割	
①	<p>ごみ減量化意識の促進</p> <p>「もったいない」意識の輪を地域に広げ、使い捨て商品を選び、長期的に使用可能な商品を選択し、ごみの発生抑制に努めます。</p>
②	<p>ごみ減量化の促進</p> <p>再生品や詰め替え品等環境配慮製品を積極的に利用し、ごみの削減に努めます。</p>
③	<p>環境を考えた上での商品の購入</p> <p>商品購入の際はライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器、再生品、環境に配慮した商品等を選択します。</p>
④	<p>物を大切にす</p> <p>物を大切に使い、破損や故障、老朽化の場合には安易に捨てずに、修理・再生等を行い使用します。</p>
⑤	<p>包装の簡素化・適正化</p> <p>簡易・適正包装商品の選択、商品の過剰包装の拒否及び買い物袋の持参を行います。</p>
⑥	<p>フリーマーケット等の活用</p> <p>フリーマーケット、バザー、ガレージセール等を活用します。</p>
⑦	<p>トレイ、牛乳パック、びん類、缶類等の返却</p> <p>回収ルートのあるものは、販売店等回収拠点に返却します。</p>
⑧	<p>再生資源集団回収活動への参加、協力地域における再生資源集団回収活動に積極的に参加・協力します。</p>
⑨	<p>生ごみの減量化</p> <p>食べずに捨てる食品を減らすため、食べ残しが発生しないように心がけます。また、廃棄する際は水気をよく切ってから捨てるようにします。</p>
⑩	<p>生ごみの自家処理</p> <p>生活環境に支障のない範囲で生ごみの堆肥化を行い、自ら処理を行います。</p>
⑪	<p>レジ袋削減</p> <p>レジ袋をもらわず、マイバッグ・風呂敷を活用します。</p>
⑫	<p>町の施策への協力</p> <p>ごみの分別収集等、町が実施する減量化・資源化の施策に協力します。</p>
事業者の役割	
①	<p>包装の適正化過剰包装を行わず、適正包装に努めるとともにレジ袋の削減に向けての取り組みを検討します。</p>
②	<p>資源物の分別徹底</p> <p>事業所から排出される、資源化可能なものはごみとして捨てないで積極的に資源物としてリサイクルするように努めます。</p>
③	<p>町の施策への協力</p> <p>町が実施する減量化・資源化の施策に協力します。</p>

取り組み内容

町の役割

① 再生資源集団回収

地域における活動の促進を図るために、その活動の実態を把握し、情報の提供等の支援を行っていきます。また、奨励金の交付制度等を継続します。

集団回収事業の一環として、町内各地に資源ごみ回収ステーションを整備して古紙等の資源ゴミの持ち込みによる回収を推進します。

② 環境教育への取り組み

ごみの減量化・資源化を含んだ環境教育を、学校教育及び地域社会全体での生涯教育として取り組んでいくよう、関係部局と調整協力します。

③ リサイクルの促進

リサイクルを促進するために町民・事業者の模範となるよう、自ら再生品の使用、紙ごみの分別回収を率先して実施します。また、使い捨て製品の使用を自粛します。

④ 生ごみ減量化の推進

生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機の普及を推進するとともに、助成制度を継続します。また、衣装ケースを使った生ごみの堆肥化を推進します。

⑤ 包装の簡素化・適正化

包装の簡素化・適正化を推進するために、町民への啓発を図ります。

⑥ 事業者に対する指導

事業者の排出する事業系ごみが、家庭系ごみに混入し収集されていることがあるため、事業系ごみの明確化と分別を促進していきます。

⑦ 商工団体・大規模店舗等への要請

ごみの減量化や資源化を推進するため、商工団体や大規模店舗に対してレジ袋の削減や過剰包装の自粛、排出ごみの資源化の推進を働きかけます。

第6項 収集・運搬計画

1 収集運搬に関する目標

分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、適正な処理・処分を実施します。また、ごみの適正な排出方法等を守るよう、啓発していきます。

2 収集運搬に関する施策

現在の分別方法、収集・運搬方法を今後も継続し、推進していくものとします。

(1) 収集運搬方法

- ・地球温暖化対策の観点から、低公害車・低燃費車の収集車両について推進します。
- ・ごみ集積所の分別を守らない違反排出に対するごみ袋の残置、カラス等動物によるごみの散乱等の問題について、適正な排出がなされるよう管理体制を構築します。
- ・収集経路の見直しや、ごみステーションの集約について検討していきます。

(2) 事業系ごみへの対応

- ・事業所から発生するごみについては、排出者自らが処理すること、又は町が許可する収集業者委託による処理を徹底するとともに、分別についても徹底します。

第7項 中間処理計画

1 中間処理に関する目標

本町では、香肌奥伊勢資源化広域連合の構成町として、他の2町（多気町・大紀町）と共同事務を行っており、今後も継続していく方針です。

中間処理としては、香肌奥伊勢資源化プラザでの資源物の安全かつ衛生的な処理と、可燃ごみの一時保管を行っています。一時保管した可燃ごみについては、民間事業者へ委託して処理を行っています。

委託契約の終了を迎える2028（令和10）年までには、共同事務を行っている構成町と協議検討を重ね、適正処理に向けた施設運営に改善します。

2 中間処理に関する施策

資源ごみについては、香肌奥伊勢資源化プラザにて引き続き選別・処理を行っています。

可燃ごみについても、引き続き香肌奥伊勢資源化プラザでの一時保管、その後委託している事業者の所有施設での処理を行っています。

第8項 最終処分計画

1 最終処分に関する目標

最終処分場の延命化を図るため、最終処分量を削減し、資源物の分別収集を継続していきます。

2 最終処分に関する施策

香肌奥伊勢資源化広域連合では、大紀町内に最終処分場「香肌奥伊勢エコ・ランド」を有しています。今後も、連合や構成町により、施設整備地の周辺環境には十分な配慮をし、内部監視システムの下、安全な管理を継続していきます。

第9項 町民・事業者に対する広報・啓発活動

1 生ごみ堆肥化グループの支援

可燃ごみの中で重量を占める生ごみの堆肥化を更に拡大していくため、生ごみ堆肥化グループの協働を支援しています。今後も、さらなる支援を検討していきます。

また、昨今社会問題となっている食品ロスは、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。生産者・事業者・消費者にその必要性和役割についての理解が深まるよう、普及啓発に取り組みます。

2 再生資源集団回収の奨励

本町では、ごみの減量化を促進し、資源の再生化を図るとともに、廃棄物に対する町民の意識を高めるため、再生資源の集団回収を奨励していきます。

3 食品ロス削減の推進

本町では、食品ロス問題に向けて、食育の推進、調理時等の生ごみ削減の促進を図ります。また、飲食店等、事業者へ向けて、食品ロスに対する取組みの実施を推進していきます。

第10項 その他の施策など

1 適正処理困難物等への対処

適正処理困難物は、破碎困難、焼却困難、最終処分（埋立）困難、作業上危険（引火・爆発・病原・有毒・有害性等）等、性質及び形状に処理を行う際危険を伴うものです。本町では、以下の処理することが困難なごみについて、町民・事業者が処理する際には専門の処理業者に依頼する等の方法を指導しています。

また、指定家電（家電リサイクル法により指定されている家電5品目）についても、資源化プラザでの処理を行うことができないため、販売店等へ相談することとしています。

表3-5-10 適正処理困難物

品目	特性
プロパンガスボンベ、消火器、使用済バッテリー	爆発の危険性、破碎困難等
花火、火薬類	引火・爆発の危険性等
農薬・薬品類、シンナー、塗料、廃油	有毒・有害
石、土砂、コンクリート、ブロック、使用済廃タイヤ、農業用ビニール、農業用資材、農業用機械器具、ピアノ	処理・処分の困難性、危険性、形状・重量の特性をもつもの
エアコン、衣類乾燥機、洗濯機、テレビ、冷蔵・冷凍庫	指定家電

2 不法投棄対策

廃棄物を適正処理するためには応分の費用負担を伴いますが、その認識がない人により不法投棄されると、環境保全に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

不法投棄を防止するため、啓発活動を行うとともに、不法投棄防止パトロールの実施や町民の協力を得ながら監視体制の強化を図ります。特に社会的な影響が大きく悪質であると判断された場合には、警察との連携により対応していきます。

3 医療廃棄物処理対策

医療廃棄物は、「在宅医療に伴って発生する廃棄物」と「医療機関などから発生する廃棄物」に大きく分類されます。そのうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物については、一般廃棄物であり、町に処理責任があります。

しかし、これらの廃棄物のごみとして排出されると、生活系ごみ収集時において注射針による針刺し事故などの危険性があります。そのため、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物処理するよう町民に指導します。また、その他の非鋭利な物は町が処理していきます。

高齢化社会の進展、医療技術の進歩、介護保険法の施行などに起因して、今後ますます在宅医

療が増加することが予想されます。そのため、今後も医療機関と連携しながら医療廃棄物処理対策に取り組んでいきます。

4 ごみの有料化の検討

ごみ処理の有料化については、ごみの減量を一層進めていく過程において、その波及効果も勘案しながら検討を進めていく必要があります。

5 地球温暖化防止に関する対応

地域レベル・全国レベルで地球温暖化対策が必要とされており、地球温暖化対策を推進するため、三重県では三重県地球温暖化対策実行計画(2012(平成24)年3月)を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて各種の施策を進めています。本町でも温室効果ガス排出量の削減を進めるため、可燃ごみの削減を進め、循環型社会や低炭素社会の実現を目指します。また、収集・運搬車両を従来の自動車に比べてCO₂排出量が大幅に少ないPHVや走行時にCO₂を排出しないEVなど、次世代自動車の普及及び導入を目指す必要があります。

5 災害時の廃棄物処理に関する対策

東日本大震災などの被災時の教訓を活かすとともに、本町の災害廃棄物処理基本計画に基づき災害廃棄物の選別再資源化、適正処理を推進します。対象の廃棄物は表の3-5-11のとおりとなります。

表3-5-11 災害廃棄物の対象とする廃棄物

	概 要
生活ごみ	被災した住民の排出するごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く)
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
片付けごみ	一部損壊家屋から排出される家財道具(粗大ごみ等)
解体ごみ	被災建築物の解体撤去で発生するごみ <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートがら ・木くず ・金属くず ・可燃物 ・不燃物 ・適正処理困難物等
水害廃棄物	水害により発生する廃棄物

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水を取り巻く社会情勢

第1項 関係法令

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備などが行われています。

関連法の概要を表4-1-1に示します。

表4-1-1 関連法の概要

年	月	関連法	概要
1958年 (昭和33年)	4月	下水道法施行	公共下水道、流域下水道などの設置その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
1970年 (昭和45年)	12月	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としています。
1983年 (昭和58年)	5月	浄化槽法施行	公共用水域などの水質の保全などの観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

第2項 国、県の達成目標

1) 国の目標

国では、社会資本整備重点計画に基づき社会資本重点計画を策定（2015（平成27）年9月）しており、生活排水処理率を2020（令和2）年度までに約96%にすることを目標としています。

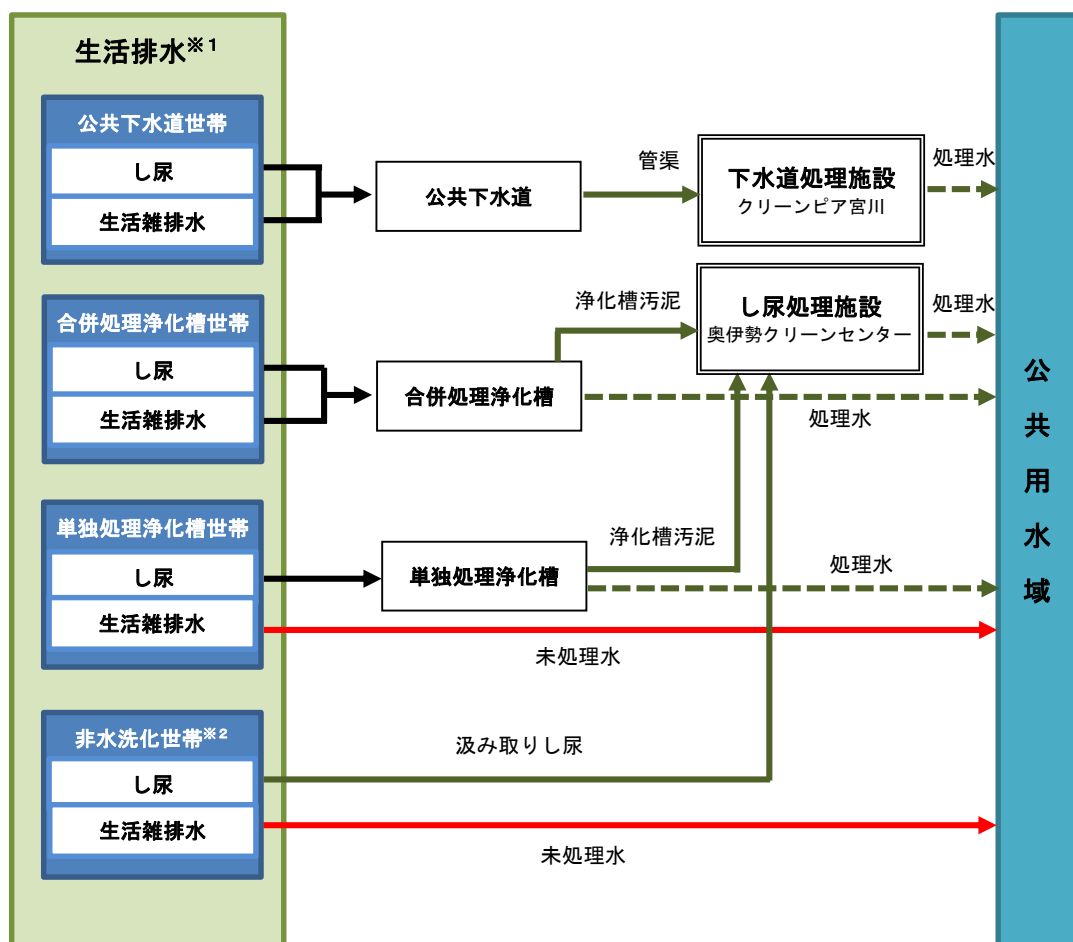
2) 県の目標

三重県では、2016（平成28）年度に生活排水処理アクションプログラムを策定しており、2025（令和7）年度を中間目標年度とし、生活排水処理施設整備率を県の人口に対し92.3%とするとともに、2035（令和17）年度を長期目標年度として生活排水処理施設整備率を県の人口に対し97.6%とすることをしています。

第2節 生活排水処理の状況

第1項 生活排水処理体系

本町の生活排水の処理体系は、町村合併前にすでに整備完了した「特定環境保全公共下水道事業」によって集合処理する区域と「公共浄化槽等整備推進事業」によって合併処理浄化槽で個別処理する区域に区分し、図4-2-1に示すとおり処理を実施しています。



※1 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水のことで、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

※2 「非水洗化世帯」とは、汲み取り世帯のことを指します。

図4-2-1 生活排水の処理体系

第2項 生活排水の処理主体

本町の生活排水の処理主体を表4-2-1に示します。

表4-2-1 生活排水の処理主体

施設の種類	管理主体	対象となる生活雑排水	処理施設
特定環境保全公共下水道	大台町	し尿・生活雑排水	クリーンピア宮川
合併処理浄化槽	大台町または個人等	し尿・生活雑排水	—
単独処理浄化槽	個人等	し尿	—
し尿処理施設	奥伊勢広域行政組合	し尿、浄化槽汚泥	奥伊勢クリーンセンター

第3項 生活排水処理形態別人口

本町の処理形態別人口の推移を図4-2-2に示します。

合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）、非水洗化人口（汲み取り人口）が減少しています。

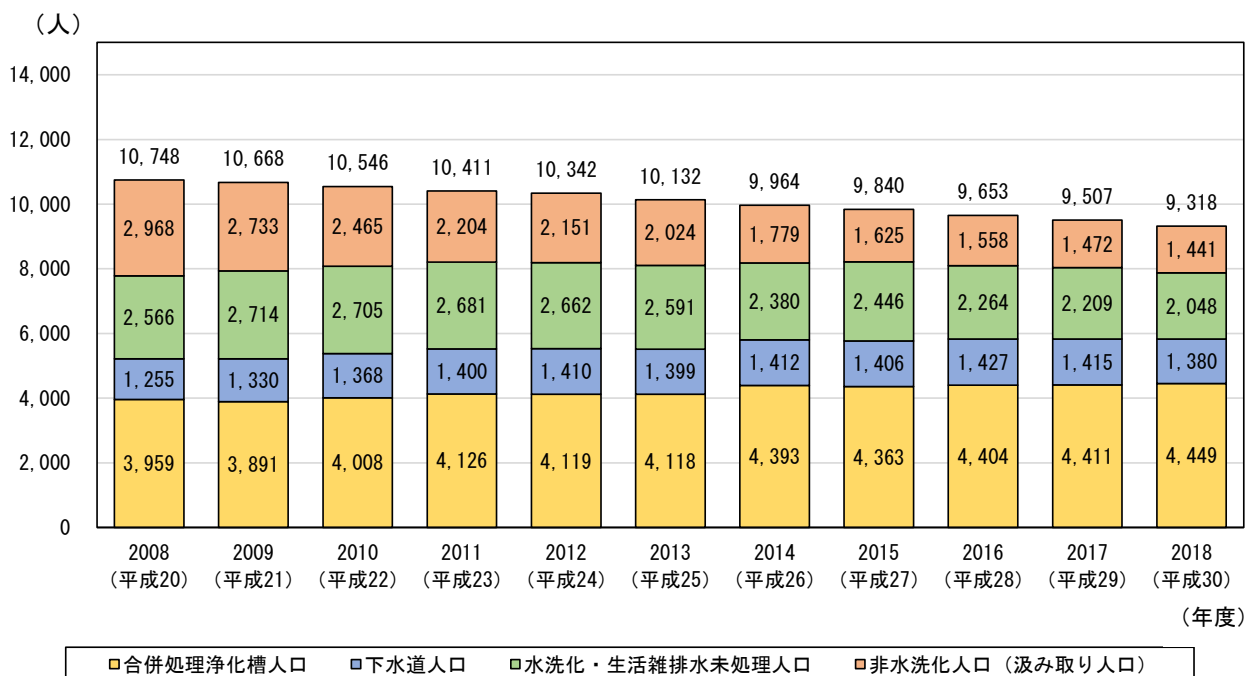
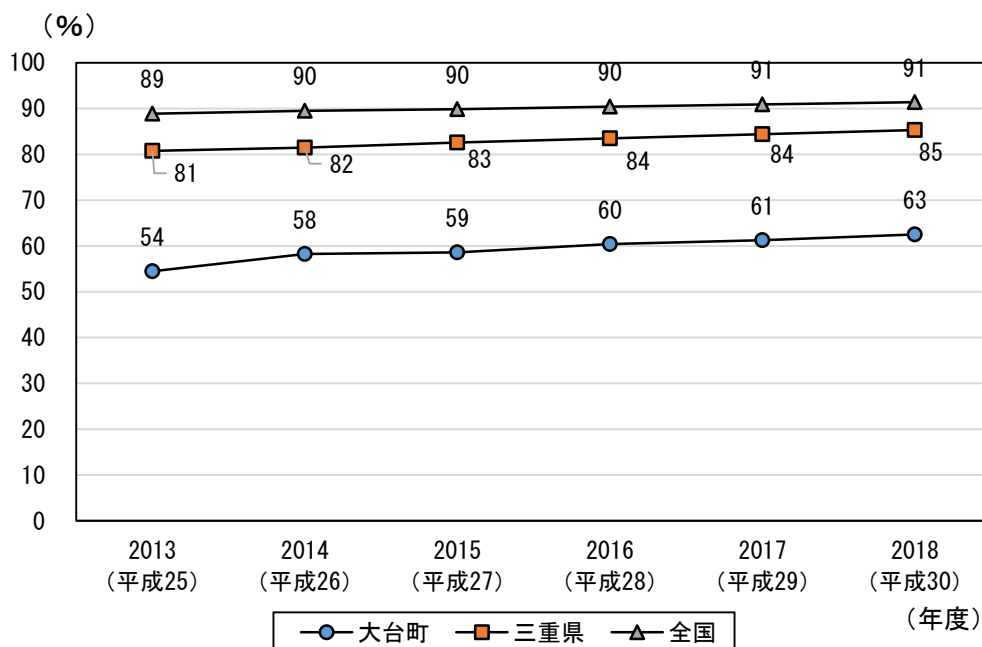


図4-2-2 処理形態別人口

第4項 生活排水処理率の推移

本町の総人口に占める下水道、合併処理浄化槽などによって、生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、2018（平成30）年度に63%となっています。

国や県と比較すると、大きく下回った値となっています。



出典：全国：環境省ホームページ「報道発表資料」各年度

三重県：三重県ホームページ「三重の環境」各年度

図4-2-3 生活排水処理率

第5項 計画区域内の生活排水処理量

本町の計画区域内の生活排水処理量を次に示します。

下水道処理量、浄化槽処理量、非水洗化処理量（汲み取り量）全て減少傾向を示しています。

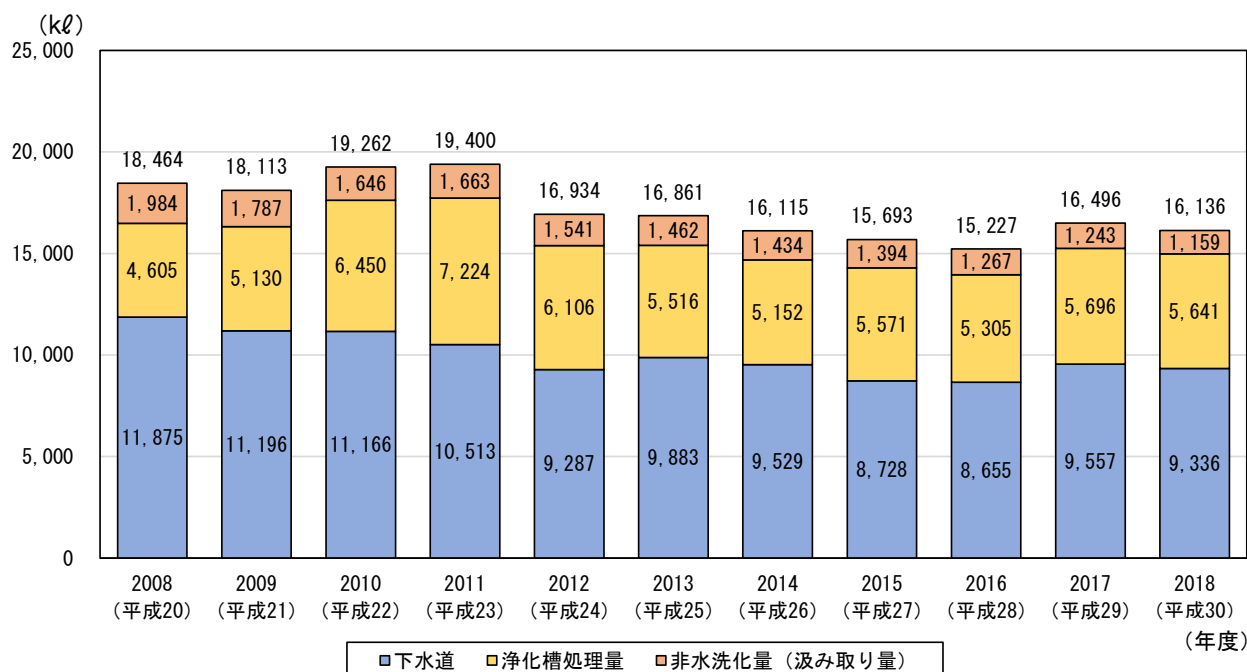


図4-2-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

第6項 収集・運搬

1) 収集・運搬の方法

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、町の許可事業者により行っています。

2) 収集・運搬車両

表4-2-2 収集・運搬の状況

	事業者
許可事業者	2社 (大台地域・宮川地域各1社)

3) 収集・運搬区域

し尿・浄化槽汚泥の収集対象区域は、本町全域です。

第7項 中間処理

1) 中間処理の概要

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽などから発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、奥伊勢広域行政組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンターで適正に処理しています。処理過程で発生するし渣及び汚泥は、本施設内の脱水施設で脱水・乾燥した後、焼却処理を行います。焼却処理後の灰については、民間施設に搬入しセメント原料として資源化しています。

公共下水道は下水道処理施設クリーンピア宮川にて適正に処理し、その後発生した下水汚泥については、産業廃棄物として許可事業者が民間施設に搬入し資源化しています。

2) し尿処理施設の概要

表 4-2-3 し尿処理施設の概要

施設名称	奥伊勢広域行政組合（奥伊勢クリーンセンター）
所在地	多気郡大台町菅合 1621 番地 3
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	浄化槽汚泥対応型／膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	40kl／日
使用開始年	2006（平成18）年3月

表 4-2-4 し尿処理施設の概要

施設名称	クリーンピア宮川
所在地	多気郡大台町下真手 17 番地 4
処理能力	日最大 1,340m ³ ／日
処理方式	汚水処理：オキシデーショントッチ法+凝集+ろ過 汚泥処理：脱水→搬出
排除方式	分流式
流入水質	BOD 200 mg／ℓ SS 200 mg／ℓ
放流水質	BOD 10 mg／ℓ SS 10 mg／ℓ
臭気処理	活性炭吸着
使用開始年	2004（平成16）年4月

第3節 生活排水処理の課題の整理

第1項 生活排水の未処理放流

生活雑排水とは、家庭、事業所などの厨房、風呂場、洗濯場などから排出される汚水のことです。単独処理浄化槽や汲み取りし尿の場合は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流れるため、公共用水域の汚染が懸念されます。

第2項 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、設備費用が安価で、設置に要する時間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。ただし、維持管理が適正に行われたい限り、その処理性能を発揮することはできません。そのため、合併処理浄化槽の維持管理方法について、常に指導をしていく必要があります。

第3項 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集量が、年々減少しています。今後もし尿・浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されることから、その減少に合わせた収集を計画し、効率的に収集していくことが必要です。

第4項 中間処理

本町が収集しているし尿・浄化槽汚泥量は、2018（平成30）年度実績で約18.6kℓ／日、下水道は25.6kℓ／日です。今後、処理量が年々減少していくことが考えられるため、処理性能を維持するための安定的な運転管理が求められます。

第4節 生活排水処理基本計画の基本フレーム

第1項 基本方針

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性和緊急性は、社会的に深く認識されるようになってい

ます。
こうした状況の中で、「大台町みんなで育む心豊かな環境づくり条例」や「大台町総合計画」において、町民・事業者・行政が協働して、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成を目指すこととしています。

以上のことを踏まえて、生活排水処理システムの確立を目指すため、次に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適なまちづくりを実現していくこととします。

生活雑排水の適正処理の推進

公共水域の水質保全のために、単独処理浄化槽や汲み取りし尿から、生活雑排水の処理が可能な公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

効率的なし尿・浄化槽汚泥処理システムづくりの推進

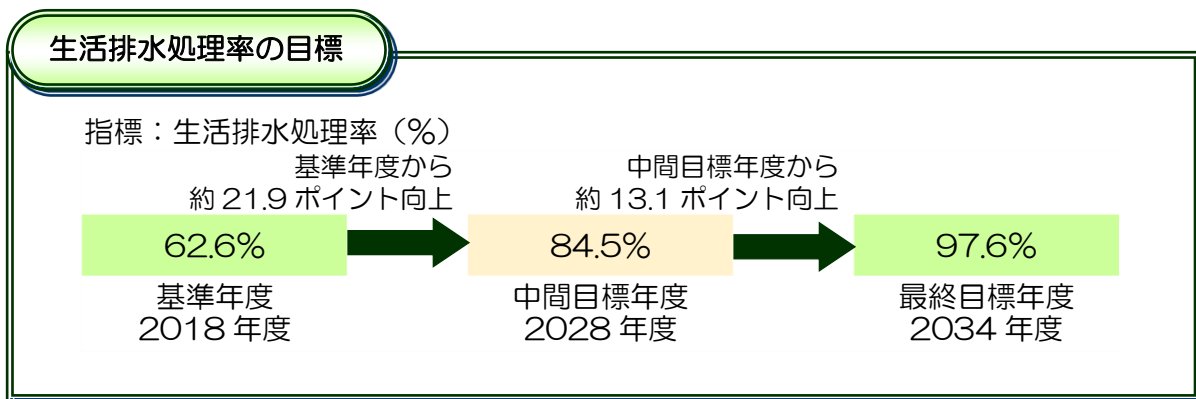
今後、減少が予想されるし尿・浄化槽汚泥を効率的に収集・処理できるシステムづくりに努めます。

民間のノウハウを活用し、安定的な運転管理に対するニーズに対応します。

第2項 基本目標

本計画に基づき町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

1) 生活排水処理率の目標



2) 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

表 4-4-1 し尿・浄化槽汚泥量の見通し

	単位	実績		中間目標	目標
		2012	2018	2028	2034
年間日数	日	365	365	365	365
処理形態別人口					
下水道	人	1,410	1,380	1,409	1,427
浄化槽	人	4,119	4,449	5,161	5,533
非水洗化	人	4,813	3,489	1,202	171
合計	人	10,342	9,318	7,772	7,131
処理形態別割合					
下水道	%	13.6	14.8	18.1	20.0
浄化槽	%	39.8	47.7	66.4	77.6
非水洗化	%	46.5	37.4	15.5	2.4
生活排水処理率	%	53.5	62.6	84.5	97.6
年間処理量					
下水道	kℓ	9,287	9,336	9,200	9,314
浄化槽	kℓ	6,106	5,641	5,065	4,953
非水洗化	kℓ	1,541	1,159	430	2
合計	kℓ	16,934	16,136	14,695	14,269

第5節 生活排水処理基本計画

第1項 生活排水処理対策の推進及び区域

取り組みの目標

適切な生活排水処理が行われるよう、町民・事業者への普及啓発活動を推進します。

1) 生活排水処理対策の推進

- ・ 「下水道処理区域」においては、生活排水処理についての理解を求めながら、下水道への接続を推進します。
- ・ 「浄化槽処理区域」において単独処理浄化槽や汲取り式便槽を使用している家庭については、生活排水処理についての理解を求めながら合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・ 「浄化槽処理区域」において個人設置型の合併処理浄化槽を使用している家庭については、合併処理浄化槽の寄付採納を推進して、町管理型への移行を図っていきます。
- ・ 住宅密集地区など、個々の合併処理浄化槽の設置が困難なところでは、浄化槽の共同設置について検討します。

2) 生活排水を処理する区域

下水道の拡張、農業集落排水施設、コミュニティー・プラント等については、整備に相当の期間を要するとともに町財政にとっては、大きな負担となることから現行の区域を基本とします。

表4-5-1 計画処理区域

	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
下水道処理区域	下真手・上真手・本田木屋・小切畑・江馬・泉・清水及び菌・茂原・天ヶ瀬の一部	1,884人 (2,720人)	2020(令和2)年度～ 2035(令和17)年度
浄化槽処理区域	上記以外の地域	7,434人	2020(令和2)年度～ 2035(令和17)年度

第2項 収集・運搬計画

取り組みの目標

本町で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量に 대응べく、現収集体制を維持します。

1) 収集運搬の区域

収集区域は、本町行政区域全域とします。

2) 収集運搬の体制

本庁では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、本町が許可した事業者で行っています。今後も、現体制を維持していくことを基本としますが、収集・運搬量の減少が予測されるため、計画的収集・運搬作業により、安定した収集・運搬体制の維持に努めていくものとします。

なお、安定的かつ効率的な処理を行うため、許可の区域は現行の地区別に区別します。

3) 下水道汚泥の運搬及び処理

下水道施設の処理過程で発生する下水汚泥の運搬は、産業廃棄物として許可事業者が民間施設に搬入し資源化する現体制を維持します。

第3項 中間処理計画

取り組みの目標

本町で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量に 대응べく、現収集体制を維持します。

1) 中間処理体制

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、現状どおり奥伊勢広域行政組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンターにおいて全量適正処理を行っていきます。経過過程で発生するし渣及び汚泥においても、本施設内の脱水設備で脱水・乾燥した後、焼却処理を行います。

焼却処理後の灰についても、民間施設に搬入しセメント原料として資源化する体制を維持します。

2) 減少に伴う中間処理体制の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくため、安定的な運転管理と予防保全を図ります。

第4項 その他の施策など

1) 発生源に関する対策

家庭や事務所等の発生源対策は、食べ残しを減らす、食用油を流さない、洗剤などの使用量を控える、排水口にストレーナーを設置するなどにより、排水中への汚濁物質の混入を抑制するものです。

これらは、生活排水処理施設が整備された後においても、施設への負荷を軽減するために必要となるもので、各家庭においても施設の適切な維持管理を行い、処理能力を損なうことのないよう努める必要があります。

本計画では、これらを実行するために町民の理解と協力が不可欠となることから、次に示す事項を推進していきます。

- ・ 河川を中心とした豊かな自然環境の保全と活用により、町民の水環境に対する意識と関心を高めます。
- ・ 発生源対策の必要性、方法及び効果について、町民への啓発を行うとともに学習会などを通じて、その実行を働きかけます。
- ・ 生活排水処理施設を整備することの必要性やその効果について、町民の理解を得るとともに、個別に設置された施設については、県とともに適切な維持管理を行うよう指導していきます。

2) 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時における廃棄物の処理等においては、バキューム車の確保が重要なことから、効率的収集と合わせて、災害時の対応についても委託事業者及び組合、近隣市町等とも相互支援の協力体制を図っていきます。